第18回教育委員会定例会　案件表

○ 日　時

令和4年9月16日（金）　　午後3時30分から

○ 議　題

１　議　案

（1）議案第29号　練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則　（資料1）

（2）議案第30号　練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則　（資料2）

（3）議案第31号　練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則　（資料3）

２　陳　情

（1）令和4年陳情第1号　　ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕

３　協　議

（1）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

（2）令和４年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

４　報　告

（1）教育長報告

①　練馬区版総合戦略　重要業績評価指標（KPI）および第２次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン〔年度別取組計画〕の令和３年度末の進捗状況について　（参考資料1･2）

②　第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和３年度）　および計画の中間見直しについて　（資料4）

③　令和４年第三回練馬区議会定例会提出議案について　（資料5）

④　区立学校における教員の働き方改革について　（資料6）

⑤　その他

資　料　1

議案第２９号

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和４年９月１６日

提出者　教育長　　堀　　和　夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年３月練馬区教育委員会規則第１号）の一部をつぎのように改正する。

第29条の３第２項中「後10週間」を「以後１年」に、「経過するまで」を「経過する日まで」に改める。

付　則

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

参考資料

令和４年９月16日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

１　改正の理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援することを目的に、人事院規則が一部改正されたことを受け、所要の改正を行う。

２　改正の内容

第29条の３第２項中男性職員の育児参加休暇の承認期間を「後10週間」から「以後１年」に、「経過するまで」を「経過する日まで」に改める。

３　施行期日

令和４年10月１日

４　新旧対照表

別紙のとおり

別　　紙

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

現　行	改正案
（育児参加休暇） 第29条の３　［略］ ２　育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日後10週間を経過するまでの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員またはその配偶者と同居し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子がある場合には、配偶者の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後10週間を経過するまでの期間内において、原則として日を単位として５日以内で承認する。 ３　［略］ 付　則　［略］	（育児参加休暇） 第29条の３　［略］ ２　育児参加休暇は、配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員またはその配偶者と同居し、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子がある場合には、配偶者の出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日以後１年を経過する日までの期間内において、原則として日を単位として５日以内で承認する。 ３　［略］ 付　則　［略］ 付　則 この規則は、令和４年10月１日から施行する。

資　料　2

議案第３０号

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和４年９月１６日

提出者　教育長　　堀　　和　夫

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年３月練馬区教育委員会規則第８号）の一部をつぎのように改正する。

第５条第１項第６号中「育児休業」を「育児休業法第２条第１項の規定による育児休業（つぎに掲げる育児休業を除く。）」に改め、同号につぎのように加える。

ア　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月練馬区条例第23号）第３条の２に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業

付　則

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

参考資料

令和４年９月16日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について

１　改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

２　改正の内容

現行規則においては、期末手当額を算出するに当たり、育児休業期間の全期間を在職期間からの除算対象としている。

今回の改正により、育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生後８週間以内に含まれる育児休業と、それ以外の育児休業について、それぞれ１月以下である場合には、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする。

３　施行期日

令和４年10月１日

４　新旧対照表

別紙のとおり

別　　紙

練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則新旧対照表

現　行	改正案
（欠勤等日数） 第５条　前条の欠勤等日数は、在職期間中のつぎに掲げる期間（第５項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第５条および第６条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第１項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による１日の正規の勤務時間（以下「１日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を７時間45分をもって１日（第１号から第３号までおよび第６号から第８号までに掲げる期間にあっては２分の１日とする。）として換算した日数（１日（第１号から第３号までおよび第６号から第８号までに掲げる期間にあっては２分の１日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　育児休業中の職員として在職した期間	（欠勤等日数） 第５条　前条の欠勤等日数は、在職期間中のつぎに掲げる期間（第５項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号。以下「勤務時間条例」という。）第５条および第６条の規定による週休日、勤務時間条例第12条および第13条の規定による休日ならびに勤務時間条例第14条第１項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による１日の正規の勤務時間（以下「１日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を７時間45分をもって１日（第１号から第３号までおよび第６号から第８号までに掲げる期間にあっては２分の１日とする。）として換算した日数（１日（第１号から第３号までおよび第６号から第８号までに掲げる期間にあっては２分の１日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　育児休業法第２条第１項の規定による育児休業（つぎに掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間 ア　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月練馬区条例第23号）第３条の２に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるとき

	は、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業 イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業
⑺～⑽　［略］ ２～５　［略］ 付　則　［略］	⑺～⑽　［略］ ２～５　［略］ 付　則　［略］ 付　則 この規則は、令和４年10月１日から施行する。

資　料　3

議案第３１号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和４年９月１６日

提出者　教育長　　堀　　和　夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年３月練馬区教育委員会規則第９号）の一部をつぎのように改正する。

第５条第１項第６号中「育児休業中」を「育児休業法第２条第１項の規定による育児休業（つぎに掲げる育児休業を除く。）中」に改め、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である場合を除く。）」を削り、同号につぎのように加える。

ア　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月練馬区条例第23号）第３条の２に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業

付　則

この規則は、令和４年10月１日から施行する。

参考資料

令和４年９月16日
教育振興部教育指導課

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

１　改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う。

２　改正の内容

現行規則においては、勤勉手当額を算出するに当たり、１月を超える育児休業期間の全期間を在職期間からの除算対象としている。

今回の改正により、育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生後８週間以内に含まれる育児休業と、それ以外の育児休業について、それぞれ１月以下である場合には、当該期間を欠勤等の期間から除くものとする。

３　施行期日

令和４年10月１日

４　新旧対照表

別紙のとおり

別　　紙

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現　行	改正案
（欠勤等日数） 第５条　前条第１項および第３項の欠勤等日数は、勤務期間中のつぎに掲げる期間（第５項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による１日の正規の勤務時間（以下「１日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を７時間45分をもって１日（第12号に掲げる期間にあっては２日とする。）として換算した日数（１日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　育児休業中の職員として在職した期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である場合を除く。）	（欠勤等日数） 第５条　前条第１項および第３項の欠勤等日数は、勤務期間中のつぎに掲げる期間（第５項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による１日の正規の勤務時間（以下「１日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を７時間45分をもって１日（第12号に掲げる期間にあっては２日とする。）として換算した日数（１日未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数）を合計した日数とする。 ⑴～⑸　［略］ ⑹　育児休業法第２条第１項の規定による育児休業（つぎに掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間 ア　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月練馬区条例第23号）第３条の２に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業 イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から練馬区職員の育児休業等に関する条例第３条の２に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が

	２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１月以下である育児休業
⑺～⒂　［略］	⑺～⒂　［略］
２～７　［略］	２～７　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 この規則は、令和４年10月１日から施行する。

参考資料 1

令和４年９月１３日
企画課
区政改革担当課

練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）および第２次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン［年度別取組計画］の令和３年度末の進捗状況について

１ 練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）の進捗状況

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、地方版総合戦略を定めることが求められた。

練馬区では、第2次みどりの風吹くまちビジョンを、地方版総合戦略と位置付けている。

地方版総合戦略に基づく取組についてPDCA サイクル（Plan・Do・Check・Action）を通じた効果検証を行うため、「重要業績評価指標（KPI）※」を設定しており、今回、目標値（令和3年度末）に対する進捗状況を取りまとめた。

※重要業績評価指標（KPI：Key Performance Indicator）
・・・施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標

評価	目標値（令和3年度末）に対する進捗状況		令和3年度	
			指標数	割合
A＋	計画以上に進んだもの		10	11%
A	概ね計画どおりのもの		56	59%
B	遅れや修正が生じたもの		29	31%
	内訳	⑴新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けたもの	23	24%
		⑵まちづくり事業等の進捗状況により予定変更が生じたもの	3	3%
		⑶工事等の進捗状況により予定変更が生じたもの	2	2%
		⑷その他	1	1%
	合計		95	100%

※割合については、四捨五入のため集計値と一致しない。

2　第2次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン[年度別取組計画]の進捗状況

第2次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン[年度別取組計画]については、事業の進捗状況を毎年度、点検・検証して結果を公表しながら取組を進めることとしている。令和3年度は3か年計画の最終年度にあたるため、3年間の総合評価としている。

評価	進捗状況		令和3年度	
			事業数	割合
A＋	**計画以上に進んだもの**		**20**	**6%**
A	**概ね計画どおりのもの**		**215**	**59%**
B	**遅れや修正が生じたもの**		**93**	**26%**
	内訳	⑴新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けたもの	61	17%
		⑵まちづくり事業等の進捗状況により予定変更が生じたもの	12	3%
		⑶工事等の進捗状況により予定変更が生じたもの	9	2%
		⑷その他（事業予定の見直し等によるもの）	11	3%
＊	**短期での評価がなじまないもの**		**34**	**9%**
	合計		**362**	**100%**

※割合については、四捨五入のため集計値と一致しない。

参考資料 2

練馬区版総合戦略　重要業績評価指標（KPI）および

第２次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン［年度別取組計画］

令和３年度末の進捗状況

令和4年（2022年）9月

練　馬　区

― 目次 ―

練馬区版総合戦略
重要業績評価指標（KPI）の令和３年度末の目標値に対する進捗状況 ・・・ 1

表　の　見　方 ・・・ 2
基本目標Ⅰ： 子どもたちの笑顔輝くまち ・・・ 3
基本目標Ⅱ： 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち ・・・ 6
基本目標Ⅲ： 安心を支える福祉と医療のまち ・・・ 8
基本目標Ⅳ： 安全・快適、みどりあふれるまち ・・・ 10
基本目標Ⅴ： いきいきと心豊かに暮らせるまち ・・・ 13
基本目標Ⅵ： 区民とともに区政を進める ・・・ 16

第２次みどりの風吹くまちビジョン
アクションプラン[年度別取組計画]令和３年度末の進捗状況 ・・・ 19

表　の　見　方 ・・・ 20
戦略計画１： 子育てのかたちを選択できる社会の実現 ・・・ 21
戦略計画２： 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実 ・・・ 22
戦略計画３： すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり ・・・ 23
戦略計画４： 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成 ・・・ 24
戦略計画５： 高齢者地域包括ケアシステムの確立 ・・・ 27
戦略計画６： 元気高齢者の活躍と介護予防の推進 ・・・ 29
戦略計画７： 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 ・・・ 30
戦略計画８： ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 ・・・ 31
戦略計画９： 住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備 ・・・ 33
戦略計画10： みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現 ・・・ 34
戦略計画11： 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」 ・・・ 35
戦略計画12： みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備 ・・・ 38
戦略計画13： 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり ・・・ 44
戦略計画14： 練馬のみどりを未来へつなぐ ・・・ 45
戦略計画15： 住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ ・・・ 47
戦略計画16： 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり ・・・ 48
戦略計画17： 生きた農と共存する都市農業のまち練馬 ・・・ 49
戦略計画18： 練馬ならではの都市文化を楽しめるまち ・・・ 50
戦略計画19： 豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち ・・・ 51
戦略計画20： 区民協働による住民自治の創造 ・・・ 53
戦略計画21： 窓口から区役所を変える ・・・ 53
参　　考　： 第2次みどりの風吹くまちビジョンとSDGs ・・・ 55

練馬区版総合戦略

重要業績評価指標（KPI）の
令和３年度末の目標値に対する進捗状況

【表の見方】

計画1　子育てのかたちを選択できる社会の実現							
指標	目 標 値 (原則：令和３年度末)	現 状 値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
外遊びの事業（おひさまぴよぴよ）の増設	8か所 ①	6か所 ②	1か所開設 〔計７か所〕 ③	－ 〔計７か所〕 ④	開設延期 〔計７か所〕 ⑤	B ⑥	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開設を延期
練馬こどもカフェの創設	7か所	検討	3か所	2か所 〔計５か所〕	1か所 〔計６か所〕	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため縮小

① 「目標値」欄

：原則として、令和３年度末の目標値を表示しています。それ以外の時点の目標年次とする場合は、時点を表示しています。

② 「現状値」欄

：原則として、平成30年度末の状況を記載しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

③ 「元年度末の実績」欄

：原則として、令和元年度末の実績を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

④ 「令和２年度末の実績」欄

：原則として、令和２年度末の実績を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

⑤ 「令和３年度末の実績」欄

：原則として、令和３年度末の実績を表示しています。それ以外の時点の数値については、時点を表示しています。

⑥ 「目標値に対する進捗状況」

：「目標値に対する進捗状況」欄の記号は、下記の内容を表しています。

- **A+　・・・・・　計画以上に進んだもの**
- **A　・・・・・　概ね計画どおりのもの**
- **B　・・・・・　遅れや修正が生じたもの**

【 重要業績評価指標（KPI※）とは 】

平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、地方公共団体は、国の長期ビジョン・総合戦略を踏まえて、地方版総合戦略を定めることが求められました。

練馬区では、「第２次みどりの風吹くまちビジョン」（平成31年3月策定）およびアクションプラン（令和元年6月策定）をあわせて、地方版総合戦略と位置付けています。地方版総合戦略に定めた取組について、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）を通じた効果検証を行うため、重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

※KPI＝　Key Perfomance　Indicatorの略

基本目標：Ⅰ　子どもたちの笑顔輝くまち

計画1　子育てのかたちを選択できる社会の実現

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
外遊びの事業（おひさまぴよぴよ）の増設	８か所	６か所	１か所開設 〔計７か所〕	― 〔計７か所〕	開設延期 〔計７か所〕	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開設を延期
練馬こどもカフェの創設	７か所	検討	３か所	２か所 〔計５か所〕	１か所 〔計６か所〕	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、縮小
認可保育所の増設	181所 （定員15,660人） 198所※１ （定員16,570人）	165所 （定員14,760人）	16所 （定員800人） 〔計181所〕	９所 （定員474人） 〔計190所〕	７所 （定員381人） 〔計197所〕 〔定員計16,780人※２〕	A	
練馬こども園の認定	25園	16園	４園認定※３ 〔計20園認定〕	２園認定 〔計22園認定〕	３園認定 〔計25園認定〕	A	
保育所等入所希望者受入率	100%	99.9% （H31年4月1日現在）	99.9% （令和2年4月1日現在）	100% （令和3年4月1日現在）	100% （令和4年4月1日現在）	A	

※１平成30年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえた目標値。
※２新設園の段階的な定員拡大や既存園の定員増減を含めた数値。
※３令和元年度に短時間型、低年齢型を創設した。標準型１園、短時間型１園、低年齢型２園（うち１園は標準型として既に認定している園と重複）を認定。

計画2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
母子健康電子システムの構築	運用開始	検討	検討	一部運用開始	運用開始	Ａ	
外遊びの事業（おひさまぴよぴよ） 相談員の配置	８か所	―	７か所配置	― 〔計７か所配置〕	配置延期 〔計７か所配置〕	Ｂ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、配置を延期
子ども家庭支援センターによる支援体制の強化	増員	心理５人、保健師４人、福祉等15人、非常勤相談員10人	増員 （心理　２人） （福祉　３人）	増員 （心理　２人） （福祉　４人）	増員 （福祉　５人） 〔増員計心理　４人、福祉 12人〕	Ａ＋	増員を予定していなかった令和２、３年度に、専門職員を増員したため。
都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築	協議開始	協議	都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築	Ａ	
子ども家庭支援センターの相談件数	現状値から増加	6,402件	6,589件	7,518件	9,532件	Ａ	

計画３　すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
ねりっこクラブの実施	35校	13校	６校開始 〔計19校〕	８校開始 〔計27校〕	10校開始 〔計37校〕	Ａ＋	予定より多くの学校で調整ができたため。
夏休み居場所づくり事業の実施	11校	７校	10校	12校	11校	Ａ	
ねりっこ学童クラブ入会希望者受入率	100%	97.2% （H31年4月1日現在）	96.8% （令和2年4月1日現在）	98.2%※ （令和3年4月1日現在）	97.5%※ （令和4年4月1日現在）	Ｂ	ねりっこプラスの利用が可能であっても、ねりっこプラスの時間帯までの保育は必要ない児童が増加したため。

※ねりっこプラス事業で受け入れた利用者を含む。

計画4　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
電子黒板・教員用タブレットパソコン全校配備 児童生徒用タブレットパソコンの配備	全校配備 配備（一部）	モデル校での活用状況の検証	全校配備 検討	― 配備（完了）	― 配備済み	Ａ	
地域未来塾の実施	75校	70校	増減なし※ 〔計70校〕	４校開始 〔計74校〕	拡大 （４校開始） 〔計78校〕	Ａ	
特別な支援を要する不登校児童・生徒への支援の拡大	対象年齢拡大 定員拡大	実施 （小中学生対象）	対象年齢拡大 （18歳まで）	定員拡大 （小中学生）	拡大の見直し	Ａ	令和２年度の定員拡大により、利用希望者数の需要を満たしたため。
ICTを活用して指導できる教員の割合 （文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」により測定）	現状値から上昇	74.1%	81.3%	87.5%	87.7%	Ａ	

※令和元年度末の実績を「３校開始」から「増減なし」に訂正。

基本目標：Ⅱ　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

計画５　高齢者地域包括ケアシステムの確立

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
地域包括支援センターの移転	３か所移転	―	移転・設計・工事	２か所移転	移転済み	A	
担当区域見直し	担当区域見直し	調整・検討	実施	実施	見直し済み	A	
地域包括支援センターを中心とした在宅療養ネットワークの構築	充実	在宅療養ネットワーク事業の実施	充実	一部実施	充実	A	
特別養護老人ホームの施設数	35施設 （定員2,550人分）	30施設 （定員2,173人分）	１施設 42人分 （定員2,215人） 〔計31施設〕	２施設　108人分 （定員2,323人） 〔計33施設〕	２施設　183人分 （定員2,506人） 〔計35施設〕	B	現在も施設整備に向けて調整中であるが、土地の整備の遅れにより、竣工遅延および未着工が生じた。
高齢者在宅生活あんしん事業の利用者数	年間2,100人	年間1,648人	年間1,808人	年間1,921人	年間2,059人	A	
地域包括支援センターの相談件数	現状値より増加	年間165,157件	年間181,929件	年間215,017件	年間226,666件	A	

計画6　元気高齢者の活躍と介護予防の推進							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
就職支援セミナー・職場体験の実施	実施	—	開始	実施	実施	A	
はつらつシニア活躍応援塾の実施	実施	—	開始	実施	実施	A	
街かどケアカフェ 常設型　出張所跡施設等での開設	５か所	３か所	１か所開設準備	１か所開設 〔計４か所〕 １か所開設準備	１か所開設 〔計５か所〕	A	
街かどケアカフェ 出張型　コンビニ・薬局と連携した実施	実施・充実	—	開始	一部実施	一部実施	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部実施を見送り。
はつらつシニアクラブの参加者数	1,800人	1,414人	1,482人	682人	1,177人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため１回中止したことに加え、高齢者対象のため、当日の体調や天候により急な欠席があった。
はつらつシニアクラブの実施箇所数	18か所	16か所	２か所増 〔計18か所〕	— 〔計18か所〕	— 〔計18か所〕	A	令和元年度に完了済み
要介護認定率（第７期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）	21.9%以下 （令和３年９月末）	20.5% （平成30年９月末）	21.0% （令和元年９月末）	21.2% （令和２年９月末）	21.8% （令和３年９月末）	A	

基本目標：Ⅲ　安心を支える福祉と医療のまち

計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
重度障害者グループホームの整備	27室程度	17室	― （工事）	17室 〔計34室〕	― 〔計34室〕	Ａ＋	運営事業者から当初計画を超える提案があり、３か年の目標値を超える実績となったため。
福祉施設等から一般就労した年間の障害者数	年間200人	年間226人	年間204人	年間187人	年間188人	Ｂ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により企業求人数が減少するなどしたため。
就労定着支援事業の利用者数	年間160人	年間98人	年間140人	年間158人	年間138人	Ｂ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により企業求人数が減少するなどしたため。
農福連携作業に携わる障害者施設数	９施設	６施設	１施設増 〔計７施設〕	４施設増 〔計11施設〕	１施設増 〔計12施設〕	Ａ＋	練馬区障害者就労支援センターを活用し、共同受注の仕組みを整えたことにより、３か年の目標値を超える実績となったため。

計画8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実	相談窓口への弁護士の配置 出張相談の実施	プロジェクトの効果・検証	相談窓口への弁護士の配置 出張相談の開始	― 実施	― 実施	Ａ	令和元年度に配置済み
生活保護受給世帯の子どもへの支援 （子ども支援員の体制強化）	強化	支援の実施	―	強化	―	Ａ	令和２年度に強化済み
中３勉強会の実施	年間80回	年間56回	年間80回	年間80回	年間80回	Ａ	
中３勉強会利用者の出席率	80%	80.4%	71.6%	69.5%	67.8%	Ｂ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、出席率が低下したため。

計画９　住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
順天堂練馬病院の増床	490床（90床増）	400床	― （工事）	90床増床 〔計490床〕	― 〔計490床〕	A	令和２年度に増床済み
練馬光が丘病院の移転・改築	457床（115床増） （令和4年度）	342床	― （実施設計【完了】）	工事	工事	A	令和４年10月開院予定
高野台新病院の整備	218床	―	― （実施設計【完了】）	工事	工事	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、着工が遅れ開院が延期
練馬区医師会による 医療連携・在宅医療サポートセンターの開設	開設	関係機関調整	関係機関調整	開設準備	開設	A	
人口10万人あたりの一般・療養病床数	人口10万人あたり 320床	人口10万人あたり 281床	人口10万人あたり 279床	人口10万人あたり 275床	人口10万人あたり 288床	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により高野台新病院の開院が令和４年度に遅れたため。

計画10　みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」のコンテンツの充実	充実	検討	充実	充実	充実	A	
「ねりまちてくてくサプリ」の登録人数	約20,000人	約8,300人	12,545人	16,434人	19,910人	A	

基本目標：Ⅳ　安全・快適、みどりあふれるまち

計画11　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
防災まちづくり推進地区における改善事業の実施	事業地区の指定（３地区程度）・周知・助成	制度の検討	構築 事業地区の指定（３地区）	周知・助成	周知・助成	A	
一般緊急輸送道路沿道建築物等の耐震改修件数	19件	８件	５件 〔計13件〕	13件 〔計26件〕	３件 〔計29件〕	A＋	耐震診断および実施設計を実施した建築物を着実に耐震改修に繋げたため。
地域別防災マップの作成	３地域作成	１地域選定	１地域選定 １地域作成	１地域選定 １地域作成	１地域作成 〔計３地域作成〕	A	
防災訓練年間参加者数	75,000人	72,000人	70,976人	12,426人	23,868人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、区民防災組織の訓練数が減少した。また、主催事業の規模縮小・中止を行った。
地域防災力の向上、安全・安心な地域づくりに対する満足評価	現状値から上昇	59.4%	59.4%	64.3%	61.2%	A	

計画12　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
都市計画道路の整備着手率	約７割	約６割	約６割	約６割	約６割	B	関係者との協議・調整に時間を要するため。
西武新宿線の立体化 鉄道付属街路等の事業着手に向けた準備	事業着手に向けた準備	都市計画原案作成	都市計画案作成	都市計画決定に向けた準備	都市計画決定 事業着手に向けた準備	A	
みどりバスの再編等による公共交通空白地域改善の推進	再編 （保谷・関町・大泉・南大泉ルート）	再編に向けた調整 （保谷・大泉・南大泉ルート）	再編に向けた調整 （保谷・大泉・南大泉ルート）	再編に向けた調整（保谷・関町・大泉・南大泉ルート）	再編に向けた調整（保谷・関町・大泉・南大泉ルート）	B	保谷ルートは関係機関との調整等に時間を要したため。 その他のルートについては、バスの運転手不足や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などの課題があり、バス事業者の合意を得ることが出来なかったため。
みどりバスの乗車人数	1,170,000人	1,147,154人	1,118,228人	771,689人	878,354人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、乗車人数が減少した。

計画13　魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
上石神井駅周辺地区のまちづくり	上石神井駅前のまちづくり 事業計画検討	事業手法検討	事業計画検討	事業計画検討	事業計画検討	A	
大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり	（仮称）大泉学園町駅予定地周辺のまちづくり 事業計画作成	整備計画検討	事業手法検討	事業手法検討	事業手法検討	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら計画策定を進めているため。
石神井公園駅周辺地区のまちづくり	南口西地区市街地再開発事業 事業認可	合意形成活動	都市計画素案作成	都市計画原案作成 都市計画決定	組合設立認可申請の調整	B	施行予定者の事業進捗状況にあわせて手続を進めているため。
「駅周辺のまちづくり」の施策に対する満足評価	現状値から上昇	50%	54.1%	53.8%	52.0%	A	

計画14　練馬のみどりを未来へつなぐ

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
稲荷山公園の拡張・整備の着手	事業説明会の開催 測量	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム策定	関係機関調整 稲荷山公園基本計画（素案）作成	関係機関調整 稲荷山公園基本計画策定	B	計画策定を丁寧に進めているため。
大泉井頭公園の拡張・整備の着手	関係機関調整	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム策定	関係機関調整	関係機関調整	A	
特色ある公園等の整備	整備完了６か所	—	整備完了２か所	整備完了２か所 〔計４か所〕	整備完了２か所 〔計６か所〕	A	
個人のみどりを地域で守る新しい仕組みの構築	構築	事業内容の検討	モデル事業実施	調査・モデル事業案の作成	モデル事業実施・検証 （３か所） 仕組みの構築	A	
「みどりの保全と創出」に対する満足評価	現状値からの上昇	76%	76.9%	79.1%	76.0%	A	

計画15　住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
避難拠点でのＥＶ（電気自動車）等の活用	周知	災害時協力登録車制度の創設	周知.	周知	周知	A	
地域コジェネレーションの導入	導入２か所	基本協定締結１か所	導入準備 基本協定締結	導入 導入準備	— 導入準備 〔導入計１か所〕	B	コジェネレーション本体は令和４年２月に設置が完了した。関連設備については、病院の工事の進捗にあわせ、令和４年６月に設置したため。
「エネルギー政策の展開」の施策に対する満足評価	現状値からの上昇	46.4%	50.5%	52.8%	49.0%	A	

基本目標：Ⅴ　いきいきと心豊かに暮らせるまち

計画16　地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
創業セミナー・創業支援融資の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
学生向け創業セミナー等の実施	実施	―	中止	実施	実施	A	
産学連携セミナーの実施	実施	―	産学連携セミナーの開始	実施	実施	A	
福祉・生活関連産業への支援の実施	セミナー・個別相談会の実施、専門アドバイザー派遣の実施	セミナー・個別相談会の実施、専門アドバイザー派遣の開始	実施	実施	実施	A	専門アドバイザー派遣については、令和３年度から練馬ビジネスサポートセンターの運営体制を効率化するため、センターの出張相談事業へ統合
練馬ビジネスサポートセンターを利用した創業者数	現状値から増加	53人	58人	36人	46人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により減少

計画17　生きた農と共存する都市農業のまち練馬

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
生産緑地貸借制度を活用した農地保全	農地斡旋の実施	農地所有者意向調査の実施・農地斡旋の仕組みの検討	農地斡旋の開始	実施	実施	A	
認定農業者・都市型認定農業者の新規認定	31経営体	22経営体	４経営体 〔計26経営体〕	４経営体 〔計30経営体〕	１経営体 〔計31経営体〕	A	
練馬果樹あるファームの開設支援	23件	６件	11件 〔計17件〕	７件 〔計24件〕	６件 〔計30件〕	A＋	当初予定を超える支援件数となったため。
認定農業者・都市型認定農業者のうち農業収入が増えた農業者数	現状値から増加	55人	62人	63人	76人	A	

計画18　練馬ならではの都市文化を楽しめるまち							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
みどり豊かなまちと一体となった練馬独自の新しい美術館の創造	再整備基本構想に基づく設計	再整備基本構想の検討	構想の検討（委員会提言）	構想の検討	構想の策定	B	令和２年度の時点で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、基本構想策定時期を令和３年度に延期としたため。
四季を感じられるイベントの開催	実施	実施	実施	一部実施	一部実施	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部事業を中止した。実施した事業についても規模を縮小して実施した。
「映像文化のまち構想」策定	策定	検討	素案の公表	構想策定の延期	構想の策定	A	
四季を感じられるイベントの来場者数	30,000人	27,013人	27,323人	993人	709人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部事業を中止した。実施した事業についても規模を縮小して実施した。

計画19　豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」での事業展開	公認記録会の実施	開園式典、記念イベント開催	公認記録会の開催	中止	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
大泉さくら運動公園庭球場等整備	整備（完了）	設計	整備	―	―	A	令和元年度に整備済み
大泉学園町希望が丘公園運動場（第Ⅱ期）	整備（完了）	設計	設計 整備	整備	整備	A	
ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開	６か所	３か所	０か所 〔計３か所〕	０か所 〔計３か所〕	０か所 〔計３か所〕	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
ユニバーサルスポーツフェスティバル参加者数	現状値から増加	950人	911人	０人	０人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止

基本目標：Ⅵ　区民とともに区政を進める

計画20　区民協働による住民自治の創造

指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
町会・自治会組織の加入促進活動の実施	実施	実施	実施	実施 （一部中止）	実施 （一部中止）	Ｂ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、練馬まつり等イベントが開催されなかったことで、加入促進を一部中止
相談情報ひろばの増設	14か所	10か所	開設無し 〔計10か所〕	開設無し 〔計10か所〕	開設無し 〔計10か所〕	Ｂ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ひろばの増設が計画通りにいかなかった。
パワーアップカレッジねりまのリニューアル	実施	開始準備	開始準備	開始	実施	Ａ	
地域おこしプロジェクトの支援内容の充実	充実	検討	検討	充実	―	Ａ	令和２年度から支援内容を充実済み
リニューアル後のパワーアップカレッジねりまの卒業生が地域活動団体へ加入した割合	20%	―	― 〔つながるカレッジねりま公開プレ講座開催、令和２年度受講生決定、ポータルサイト開設〕	89%	87.3%	Ａ＋	地域活動団体の情報提供や団体へのマッチングのほか地域活動体験などにより卒業後をイメージしやすくし、活動につながった。

計画21　窓口から区役所を変える							
指標	目　標　値 (原則：令和３年度末)	現　状　値 (原則：平成30年度末)	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和３年度末の実績	目標値に対する進捗状況	備考
乳幼児一時預かり事業インターネット予約システム運用開始	運用開始	検討	構築	運用開始	―	Ａ	令和２年度から運用開始
窓口情報提供システムの拡大	17か所	1か所	16か所導入（練馬区民事務所ほか） 〔計17か所〕	1か所導入 （マイナンバーカード交付窓口） 〔計18か所〕	― 〔計18か所〕	Ａ＋	令和２年度にマイナンバーカード交付窓口に導入したため。
FAQの職員活用	実施	検討	開始	実施	実施	Ａ	
申請書一括作成システムの導入	導入	検討	構築	導入 （区民事務所６か所）	―	Ａ	令和２年度導入済み
電子申請利用件数（東京電子自治体共同運営サービス）	4,400件	3,465件	8,454件	13,867件	52,428件	Ａ＋	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点等から、オンライン化を推進した結果、電子申請件数が増加した。
窓口情報提供システムへのアクセス数	前年度実績から増加	―	140,915回 （令和２年１月～３月）	834,042回	1,915,392回	Ａ＋	システムの対象となる窓口数が増加したことに加え、区民への周知も進んできたため。

第２次みどりの風吹くまちビジョン

アクションプラン

[年度別取組計画]

令和３年度末の進捗状況

【表の見方】

戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現								
取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
1　家庭での子育て支援サービスの充実								
	①子育てのひろば 計27か所	計26か所	1か所開設	1か所開設	検討	開設延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開設を延期
	②外遊びの事業 （おひさまぴよぴよ） 計8か所	計6か所	1か所開設	—	1か所開設	開設延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開設を延期

①　②　③　④　⑤

① 令和3年度目標、平成30年度末の現況（ビジョン策定時点）

「第２次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン[年度別取組計画]」に記載されている策定時の内容が記載されています。

②　令和元年度末の実績

各事業の令和元年度末時点での取組実績を記載しています。

③　令和2年度末の実績

各事業の令和２年度末時点での取組実績を記載しています。

④　令和3年度

▶　当初計画

「第２次みどりの風吹くまちビジョン　アクションプラン[年度別取組計画]」に記載されている令和３年度の取組内容を記載しています。

▶　実績

各事業の令和３年度末時点での取組実績を記載しています。

⑤ 進捗状況

「進捗状況」欄の記号は、下記の内容を表しています。なお、令和３年度は３か年計画の最終年度にあたるため、３年間の総合評価としています。

- **A＋　・・・・・　計画以上に進んだもの**
- **A　・・・・・　概ね計画どおりのもの**
- **B　・・・・・　遅れや修正が生じたもの**

※ 道路事業・まちづくりなど、短期での評価になじまない事業については、「＊」を記載しています。

Ⅰ　子どもたちの笑顔輝くまち

戦略計画1　子育てのかたちを選択できる社会の実現

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　家庭での子育て支援サービスの充実								
	①子育てのひろば 計27か所	計26か所	1か所開設	1か所開設	検討	開設延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開設を延期
	②外遊びの事業 （おひさまぴよぴよ） 計8か所	計6か所	1か所開設	―	1か所開設	開設延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開設を延期
	③発達に不安のある親子のひろば事業 （のびのびひろば） （5か所） 月２回実施(4か所) 月１回または2回実施(1か所)	月１回実施 （5か所）	月2回実施 （4か所） 月1回または 2回実施（1か所）	実施	実施	実施	A	
	④憩いの森などを活用した外遊び事業の実施	検討	開始	充実 （年4回実施）	実施	年4回実施	A	
	⑤乳幼児一時預かり事業 インターネット予約システム運用開始	検討	構築	運用開始	―	―	A	令和2年度から運用開始
	⑥ファミリーサポート事業 軽度障害児受入れ実施	検討	検討	開始	実施	実施	A	
2　練馬こどもカフェの創設								
	練馬こどもカフェ 7か所	検討	3か所	2か所	2か所	1か所	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、縮小
3　保育所待機児童の解消								
(1)保育所の拡充	①【認可保育所】 計181所 (定員15,660人) 計198所※1 （定員16,570人）	計165所 （定員14,760人）	16所 （定員800人）	9所 （定員474人）	検討	7所 （定員381人） 〔計197所〕 〔定員計16,780人 ※2〕	A	※1 平成30年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえた目標値 ※2 新設園の段階的な定員拡大や既存園の定員増減を含めた数値
	② 東大泉保育園の改築による定員増	工事	工事（完了）	―	―	―	A	令和元年度に工事完了済み
	② 上石神井第三保育園の改築による定員増	実施設計	中断中	中断中	工事	中断中	*	都営住宅転居拒否者のため解体工事着手が遅れたため。
(2)安心して保育サービスを利用できる仕組みづくり	保育サービスを安心して利用できる仕組みづくり	検討	検討	実施	―	実施	A	区立保育園(直営・委託)へのICTソフト導入および検討を実施した。
(3)多様な保育サービスの充実	延長保育 計150所	計115か所	15か所開始	18か所開始	1か所開始	10か所開始	A	私立園9か所 委託園1か所
	病児・病後児保育 計8か所	計7か所	1か所開始	―	―	―	A	令和元年度に開始済み
4 「練馬こども園」の充実								
	練馬こども園 計25園	計16園	4園認定	2園認定	3園認定	3園認定	A	
	区立幼稚園3園の練馬こども園化	検討	検討	検討	実施	検討	B	園児数や幼稚園への需要、区の現状等を踏まえ、今後のあり方について再度検討することとしたため。
5　教育・保育サービスのあり方の検討								
	教育・保育サービスのあり方の検討・公表	―	作成・公表	―	―	―	A	令和元年度に作成・公表を行った。

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
6　ＩＣＴを活用した子育て関連サービスの拡充								
	保育園入園 申請のオンライン手続の導入検討	検討	検討	検討	検討	検討	A	
	乳幼児一時預かり事業【戦略計画1-1の再掲】 インターネット予約システム運用開始	検討	構築	運用開始	―	―	A （再掲）	令和2年度から運用開始

戦略計画2　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
1　母子健康電子システムの構築								
	母子健康電子システムの構築	検討	検討	一部運用開始	運用開始	運用開始	A	
2　乳幼児親子の身近な相談場所の拡充								
	①外遊びの事業 （おひさまぴよぴよ） （8か所） 相談員の配置 8か所	―	7か所配置	―	1か所配置	配置延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、配置を延期
	②児童館学童クラブ室を活用した子育てひろば(にこにこ) （17か所） 相談員の配置 4か所	―	検討	2か所配置	2か所配置	配置延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、配置を延期
	③発達に不安のある親子のひろば事業 （のびのびひろば） （5か所）【戦略計画1-1の再掲】 月2回実施(4か所) 月1回または2回実施(1か所)	月1回実施 （5か所）	月2回実施 （4か所） 月1回または 2回実施(1か所)	実施	実施	実施	A （再掲）	
3　成長発達に関わる相談サポート体制の充実								
	①妊娠・子育て相談員による全ての妊婦との面談・支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	②保健相談所への心理相談員の配置	―	―	配置 （4名）	配置	配置 （6名）	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
4　新しい児童相談体制の構築								
	① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実							
	支援体制の強化	心理　5人 保健師　4人 福祉等　15人 非常勤相談員　10人	増員 （心理　2人） （福祉　3人）	増員 （心理　2人） （福祉　4人）	―	増員 （福祉　5人）	A+	引き続き専門職員を増員
	スーパーバイザーの配置（弁護士・児童相談所OB等）	―	配置 （弁護士 延24人） （児童相談所OB 延22人）	―	―	―	A	令和元年度に配置済み
	②都児童相談センターとの連携の強化							
	都との協議 都と共同で取り組む仕組みの構築	協議開始	協議	都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築	A	
	都児童相談センターへの区職員派遣 拡大	課長級 （月2回1人） 一般職員 （通年1人）	課長級 （通年1人） （月2回1人） 一般職員 （通年2人）	―	―	―	A+	一般職員について、令和元年度から計画値の1名を上回る2名を派遣しているため。
	要支援家庭を対象としたショートステイ事業受入対象年齢の拡大	拡大の検討 （対象年齢2-12歳）	拡大 （対象年齢 0-12歳）	検討	検討	検討	A	
	協力家庭によるショートステイ事業の実施	―	検討	開始	実施	実施	A	
	都児童相談センターからの事案送致・指導措置委託	協議	開始	実施	実施	実施	A	

戦略計画3　すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　ねりっこクラブの全小学校での実施								
	ねりっこクラブの実施 計35校	計13校	6校　開始	8校　開始	8校　開始	10校　開始	A+	予定より多くの学校で調整ができたため。
2　夏休み居場所づくり事業の拡充								
	夏休み居場所づくり事業の実施 11校	7校	10校	12校	11校	11校	A	
3　民間学童保育の拡充								
	運営費助成 13施設	10施設	3施設	拡大 （2施設）	拡大	拡大の見直し	A	目標である13施設を達成し、これ以上拡大する状況ではないため。
4　キッズ安心メールの利用拡大								
	キッズ安心メールの学校応援団ひろば室への設置 計20校設置	―	準備	10校設置	10校設置	10校設置	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
関連する事業								
1　児童館の機能の見直し								
	①中学生・高校生向け事業を実施	実施	充実	縮小	充実	充実	A	
	②児童館学童クラブ室を活用した子育てひろば(にこにこ)（17か所）【戦略計画2-2の再掲】 相談員の配置 4か所	—	検討	2か所配置	2か所配置	配置延期	B （再掲）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、配置を延期
	③出前児童館の実施	検討	実施	縮小	充実	充実	A	

戦略計画4　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
1　教育の質の向上								
(1) ICT環境の整備の推進	電子黒板・教員用タブレットパソコン全校配備 児童生徒用タブレットパソコンの配備	モデル校での活用状況の検証	全校配備 検討	— 配備（完了）	— 配備	— 配備済み	A	児童生徒用タブレットパソコンの配備について、計画を前倒しして2年度で全ての配備を完了した。令和3年度は配備実績はなし。
(2) 学校図書館の機能強化	学校図書館の情報化計98校／98校	計37校	31校	30校	—	—	A	令和2年度に完了済み
	学校図書館への人的配置 支援の充実に向けた検討	検討	検討	検討	検討	検討	A	
(3) 小中学校校舎等の改築の推進	①大泉東小学校工事（完了）	工事	工事（完了）	—	—	—	A	令和元年度に工事完了済み
	②下石神井小学校工事(完了)	工事	工事	工事	工事	工事（完了）	A	
	③石神井小学校工事(完了)	工事	工事	工事	工事	工事（完了）	A	
	④大泉西中学校工事(完了)	工事	工事	工事	工事	工事（完了）	A	
	⑤関町北小学校工事(一部)	実施設計	実施設計 工事	工事	工事	工事（一部）	A	
	⑥上石神井北小学校工事(一部)	—	基本設計	実施設計	実施設計 工事	実施設計（完了） 工事（一部）	A	
	⑦旭丘小学校旭丘中学校実施設計	—	—	基本設計	実施設計	実施設計（一部）	A	
	⑧令和3年度に改築に着手する学校（2校程度）基本設計	—	—	—	基本設計	延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、延期
(4) 小中学校体育館の空調設備の整備	設置完了 計43校	計2校	14校	14校	13校	11校	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、縮小

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
(5)小中学校トイレの改修	工事完了　計24校	計6校	6校	6校	6校	1校	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、縮小
(6)区立学校の適正配置	適正配置の推進	検討	新たな基本方針の検討	新たな基本方針の検討	適正配置の推進	新たな基本方針の検討	B	35人学級の導入や児童・生徒数の動向、学校施設の状況など総合的な検討を行う必要があるため。
(7)小中一貫教育の推進	①研究発表グループの指定による小中一貫教育の研究・実践	7グループ指定	7グループ指定	9グループ指定	9グループ指定	9グループ指定	A	
	②2校目の小中一貫教育校の設置に向けた調整・実施設計	調整	調整	調整 基本設計	調整 実施設計	調整 実施設計	A	
(8)次期学習指導要領に対応した教員研修の実施	次期学習指導要領に対応した研修の実施	検討	実施	実施	実施	実施	A	
(9)教員の働き方改革	部活動の在り方に関する方針に基づく取組の実施	検討	方針の策定	実施	実施	実施	A	
	学校徴収金管理システムの運用	構築	運用	運用	運用	運用	A	
(10)英語指導の充実	小学校3・4年生へのALT配置	検討	準備	配置	―	―	A	令和2年度に配置済み
2　家庭や地域と連携した教育の推進								
(1)地域と連携した教育活動や体験活動の推進	①学校・地域連携事業							
	地域未来塾 実施　75校	70校	増減なし※	拡大 （4校開始）	拡大	拡大 （4校開始）	A	※令和元年度末の実績を「3校開始」から「増減なし」に訂正
	学校サポーター登録制度 （人材バンク） 登録拡大	個人登録　320人 団体登録　11団体	拡大 （新規登録 個人登録 44人 団体登録 2団体）	拡大 （新規登録 個人登録 54人）	拡大	拡大 （新規登録 個人登録 43人 団体登録 3団体）	A	令和3年度末 個人登録　366人 団体登録　15団体
	②学校外の体験学習やボランティア活動の参加促進	促進	促進	促進	促進	促進	A	
(2)校外学習の見直し・充実	校外学習の実施方法の見直し・充実	検討	検討	検討	実施	方針の策定	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和4年度から実施とした。
(3)学校安全対策の拡充	指針を踏まえた対策の実施	指針策定	実施	実施	実施	実施	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
３　支援が必要な子どもたちへの取組の充実								
(1) 不登校対策の充実	①タブレットパソコンを活用した学習支援 計15校	５校	５校配備	９校配備	事業検証	事業検証	A+	学校からの要望に応え、タブレットパソコンを効率的に活用したため。
	② 特別な支援を要する不登校児童・生徒への支援の拡大	実施 （小中学生対象）	対象年齢拡大 （18歳まで）	定員拡大	定員拡大	拡大の見直し	A	令和2年度の定員拡大により、利用希望者数の需要を満たしたため。
	② 適応指導教室の増設・検証	実施 （学校教育支援センター）	出前適応指導教室実施	増設 （上石神井）	検証	検証	A	
	③居場所支援事業実施場所の拡大 計2か所	実施 （1か所）	検討	増設 （上石神井）	―	―	A	令和2年度に増設済み
(2) 学習支援事業「中３勉強会」の実施	中3勉強会 （7か所） 年間80回	年間56回	年間80回	年間80回	年間80回	年間80回	A	
４　小学校就学前からの切れ目のない取組を展開								
(1) 幼保小連携の推進	「ねりま接続期プログラム」を活用した取組の実施	プログラムの策定	開始	実施	実施	実施	A	
(2) 家庭教育支援事業の実施	家庭教育支援事業の実施	「検討会議」の設置 事業実施に向けた検討	実施	未実施	実施	実施	A	

Ⅱ　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち

戦略計画5　高齢者地域包括ケアシステムの確立

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　地域包括支援センターの移転・増設								
	① 地域包括支援センターの移転・増設・担当区域見直し							
	3か所移転	―	移転・設計・工事	2か所移転	2か所移転	移転済み	A	令和2年度に移転済み
	開設準備 2か所	計25か所	調整	調整	開設準備 2か所	調整	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開設時期を延期
	担当区域見直し	調整・検討	実施	実施	担当区域見直し （光が丘圏域）	見直し済み	A	令和2年度に担当区域見直し済み
	② ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の強化							
	新たな高齢者実態調査の実施	調査の見直し	実施	実施	実施・検証	実施・検証	A	
	訪問支援員による戸別訪問支援の強化	実施	実施	強化	強化	強化	A	
2　地域ごとの在宅療養ネットワークの構築								
	地域包括支援センターを中心とした在宅療養ネットワークの構築	在宅療養ネットワーク事業の実施	充実	一部実施	充実	充実	A	
	主任ケアマネジャーによる地域同行型研修の実施	実施	充実	一部実施	充実	一部実施	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、内容を変更して実施
3　特別養護老人ホーム等の施設整備・在宅サービスの充実								
(1) 特別養護老人ホーム等の施設の整備	①特別養護老人ホーム 計35施設 （定員2,550人分）	計30施設 （定員2,173人分）	1施設　42人分 （定員2,215人）	2施設　108人分 （定員2,323人）	1施設　80人分 （定員2,550人）	2施設　183人分 （定員2,506人）	B	現在も施設整備に向けて調整中であるが、土地の整備の遅れにより、竣工遅延および未着工が生じた。

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
(1)特別養護老人ホーム等の施設の整備	②短期入所生活介護（ショートステイ） 計40施設 （定員416人分）	計35施設 （定員366人分）	1施設　2人分 （定員368人）	2施設　10人分 （定員378人）	1施設　10人分 （定員416人）	2施設　22人分 （定員400人）	B	現在も施設整備に向けて調整中であるが、土地の整備の遅れにより、竣工遅延および未着工が生じた。
	③都市型軽費老人ホーム 計15施設 （定員290人）	計10施設 （定員190人）	整備なし （定員190人）	4施設　80人分 （定員270人）	1施設　20人分 （定員290人）	整備なし （定員270人）	B	現在も施設整備に向けて調整中であるが、未着工
(2)在宅サービスの充実	①グループホーム 計38か所 （定員653人分）	計34か所 （定員581人）	整備なし （定員581人）	1か所　18人分 （定員599人）	1か所　18人分 （定員653人）	2か所　45人分 （定員644人）	B	補助金協議等に時間を要し、開設に至らなかったものの、令和3年度目標を超える施設の整備が進んでいる。
	②定期巡回・随時対応型訪問介護看護 計14か所	計13か所	―	―	1か所	0か所	B	補助金協議等に時間を要し、開設に至らなかったものの、令和3年度目標を超える施設の整備が進んでいる。
	③看護小規模多機能型居宅介護 計7か所 （203人分）	計2か所 （定員58人分）	1か所　29人分 （定員87人）	1か所　29人分 （定員116人）	1か所　29人分 （定員203人）	2か所　54人分 （定員170人）	B	補助金協議等に時間を要し、開設に至らなかったものの、令和3年度目標を超える施設の整備が進んでいる。
(3)高齢者在宅生活あんしん事業	利用者 年間2,100人	年間1,648人	年間1,808人	年間1,921人	年間2,100人	年間2,059人	A	
(4)住まい確保支援事業の実施	住まい確保支援事業の実施	検討	開始	実施	実施	実施	A	
	居住支援協議会の設置	調整	設置	―	―	―	A	令和元年度に設置済み
(5)介護人材の確保・育成・定着に向けて	①　介護人材の確保支援							
	練馬介護人材育成・研修センター研修・人材確保・相談支援の利用者 年間 3,500人	年間3,017人	年間3,130人	年間2,084人	年間3,500人	年間2,969人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業の一部中止・定員制限を行った。
	区独自の介護従事者養成研修の修了者 年間 210人	年間212人	年間175人	年間 130人	年間 210人	年間 122人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、定員制限のうえ研修を実施した。
	元気高齢者による介護施設業務補助事業　対象施設の拡大 【戦略計画6-3の再掲】	実施	対象施設の拡大	―	―	―	A （再掲）	令和元年度に実施済み
	②　介護人材の育成支援							
	資格助成の利用者 年間 300人	年間275人	年間346人	年間 270人	年間 300人	年間 297人	A	
	外国人介護職員向け支援	事例紹介セミナーの開催	日本語研修のモデル実施	実施	実施	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
	③　介護人材の定着支援							
	ICT機器等の導入支援	―	開始	実施	実施	実施	A	
4　コンビニと協働した地域の見守り体制の強化								
	「N-impro」を活用した認知症対応研修・体験会の実施	モデル事業実施・検証 ニンプロ講師の養成	実施	実施	実施	実施	A	

戦略計画6　元気高齢者の活躍と介護予防の推進

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　高齢者の就業機会を拡大「シニアセカンドキャリア応援プロジェクト」の実施								
	就職支援セミナー・職場体験の実施	―	開始	実施	実施	実施	A	
	起業・創業セミナーの実施※	―	―	開始	実施	実施	A	※令和3年度から事業内容を充実し、事業名を「シニアセカンドキャリア応援事業」に変更した。
2　高齢者の活動を後押し「はつらつシニア応援プロジェクト」の実施								
	はつらつシニア活躍応援塾の実施	―	開始	実施	実施	実施	A	
3　高齢者の福祉分野での活躍を推進								
	元気高齢者による介護施設業務補助事業　対象施設の拡大	実施	対象施設の拡大	―	―	―	A	令和元年度に実施済み
4　区独自の介護予防事業の拡充								
(1)街かどケアカフェの充実	①　常設型 出張所跡施設等での開設 計5か所	計3か所	1か所開設準備	1か所開設 1か所開設準備	1か所開設	1か所開設	A	
	②　地域サロン型 計30か所	計14か所	7か所増	3か所増	4か所増	4か所増	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部協定締結を見送った結果、3か年の目標値に達しなかった。
	③出張型							
	区立施設等での実施	実施	充実	一部実施	充実	一部実施	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部実施を見送り。
	コンビニ・薬局と連携した実施	―	開始	一部実施	充実	一部実施	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部実施を見送り。
(2)はつらつシニアクラブの充実	参加者数 年間1,800人／36回	年間1,414人／32回	年間1,482人／34回	年間682人／26回	年間1,800人／36回	年間1,177人／35回	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため1回中止したことに加え、高齢者対象のため、当日の体調や天候により急な欠席があった。
	実施箇所数 計18か所	計16か所	2か所増	―	―	―	A	令和元年度に完了済み
(3)主体的に取り組む介護予防	①練馬区オリジナル三体操 普及拡大	―	拡大	拡大	拡大	拡大	A	
	②リハビリ専門職派遣 年間65団体	年間59団体	年間63団体	年間27団体	年間65団体	年間19団体	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、リハビリ専門職の派遣を希望する団体が少なかった。
	③介護予防・生活支援サービス 利用者数 年間5,700人	年間5,067人	年間4,922人	年間4,991人	年間5,700人	年間5,176人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、訪問型サービスの利用控えが続いている。

Ⅲ　安心を支える福祉と医療のまち

戦略計画7　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　重度障害者への支援の充実								
(1)住まいの確保	重度障害者グループホームの整備 計27室程度	計17室	―	17室	―	―	A+	運営事業者から当初計画を超える提案があり、3か年の目標値を超える実績となったため。
	北町2丁目(都有地)での整備 開設(10室程度)	整備事業者選定	工事	工事 開設(17室)	―	―	A+	運営事業者から当初計画を超える提案があり、3か年の目標値を超える実績となったため。
	石神井町福祉園用地での整備 運営事業者選定	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	運営事業者選定	関係機関調整	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により福祉園の除却および運営事業者選定を延期したため。
	中軽度障害者グループホームの整備 計537室	計447室	48室	89室	30室	103室	A+	運営事業者から当初計画を超える提案があり、3か年の目標値を超える実績となったため。
(2)医療的ケアに対応したショートステイの整備	開設準備	―	関係機関調整	関係機関調整	開設準備	開設準備	A	
(3)日中活動の場・福祉園の整備	工事	基本設計 実施設計(一部)	基本設計 実施設計(一部)	実施設計(一部)	工事	工事	A	
(4)放課後等デイサービス事業所への支援	補助制度の開始	―	検討	開始	実施	実施	A	
(5)居宅訪問型児童発達支援事業の開始	居宅訪問型児童発達支援事業の開始	検討	実施準備	開始	実施	実施	A	
(6)地域生活支援拠点の整備	①障害者地域生活支援センターを中心とした「面的整備型」	開始	検証・充実	充実	充実	充実	A	
	②重度障害者グループホームと一体となった「多機能拠点整備型」							
	北町2丁目(都有地)での整備 開設(10室程度)【戦略計画7-1の再掲】	整備事業者選定	工事	工事 開設(17室)	―	―	A+ (再掲)	運営事業者から当初計画を超える提案があり、3か年の目標値を超える実績となったため。
	石神井町福祉園用地での整備 運営事業者選定【戦略計画7-1の再掲】	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	運営事業者選定	関係機関調整	B (再掲)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により福祉園の除却および運営事業者選定を延期したため。
2　就労支援の充実・農福連携の推進								
	①福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 200人	年間 226人	年間 204人	年間187人	年間 200人	年間 188人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により企業求人数が減少するなどしたため。
	②就労定着支援事業の利用者数 年間 160人	年間 98人	年間140人	年間158人	年間 160人	年間 138人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により企業求人数が減少するなどしたため。
	③農福連携の推進							
	農福連携作業に携わる障害者施設数 計9施設	計6施設	1施設増	4施設増	1施設増	1施設増	A+	練馬区障害者就労支援センターを活用し、共同受注の仕組みを整えたことにより、3か年の目標値を超える実績となったため。
	福祉連携農園の検討	―	検討	検討	検討	検討	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
3　障害特性に応じたきめ細やかな対応								
(1)精神障害者等への支援の充実	①相談体制の充実							
	訪問支援体制の強化	地域精神保健相談員4名配置	体制強化	体制強化（地域精神保健相談員8名配置）	体制強化	体制強化（訪問対象者の拡大）	A	
	②社会参加と地域理解の促進							
	居場所に関する情報の発信	―	検討	検討	情報の発信	情報の発信	A	
(2)高齢化等に対応するための福祉作業所等の機能の見直し	①　福祉作業所 機能見直しの検討	検討	方針決定	検討	検討	検討 調整	A+	令和元年度に決定した方針に基づき、一部施設で準備を進めたため。
	②　障害者地域活動支援センター（谷原フレンド） 生活介護事業への機能転換	方針決定	調整	機能転換	―	―	A	令和2年度に機能転換済み
(3)保育所等訪問支援事業の開始	保育所等訪問支援事業の開始	検討	実施準備	開始	実施	実施	A	

戦略計画8　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
1　ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実								
	相談窓口への弁護士の配置	プロジェクトの効果・検証	相談窓口への弁護士の配置	―	―	―	A	令和元年度に配置済み
	出張相談の開始		出張相談の開始	実施	実施	実施	A	
2　生活保護受給世帯等の子どもに対する支援の充実								
(1)生活保護受給世帯の子どもへの支援の充実	①子ども支援員の体制強化	支援の実施	―	強化	―	―	A	令和2年度に強化済み
	②支援拠点 計2か所	1か所	調整	増設1か所	―	―	A	令和2年度に増設済み
(2)学習支援事業「中３勉強会」の実施【戦略計画4-3の再掲】	中3勉強会（7か所） 年間80回	年間56回	年間80回	年間80回	年間80回	年間80回	A （再掲）	
3　生活保護受給世帯に対する自立支援の充実								
	生活保護受給世帯に対する自立支援の充実	実施	充実	充実	充実	充実	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
4　新しい児童相談体制の構築 【戦略計画2-4の再掲】								
	① 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実							
	支援体制の強化	心理　5人 保健師　4人 福祉等　15人 非常勤相談員　10人	増員 （心理　2人） （福祉　3人）	増員 （心理　2人） （福祉　4人）	―	増員 （福祉　5人）	A+ （再掲）	引き続き専門職員を増員
	スーパーバイザーの配置(弁護士・児童相談所OB等)	―	配置 （弁護士 延24人） （児童相談所OB 延22人）	―	―	―	A （再掲）	令和元年度に配置済み
	② 都児童相談センターとの連携の強化							
	都との協議 都と共同で取り組む仕組みの構築	協議開始	協議	都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築	都と共同で取り組む仕組みの構築	A （再掲）	
	都児童相談センターへの区職員派遣 拡大	課長級 （月2回1人） 一般職員 （通年1人）	課長級 （通年1人） （月2回1人） 一般職員 （通年2人）	―	―	―	A+ （再掲）	一般職員について、令和元年度から計画値の1名を上回る2名を派遣しているため。
	要支援家庭を対象としたショートステイ事業 受入対象年齢の拡大	拡大の検討 （対象年齢2-12歳）	拡大 （対象年齢 0-12歳）	検討	検討	検討	A （再掲）	
	協力家庭によるショートステイ事業の実施	―	検討	開始	実施	実施	A （再掲）	
	都児童相談センターからの事案送致・指導措置委託	協議	開始	実施	実施	実施	A （再掲）	

戦略計画9　住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　病床の確保								
(1)順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充	病床数　計490床	400床	―	90床増床	―	―	A	令和2年度に増床済み
	外来棟 建設工事(完了)	建設工事	工事(完了)	―	―	―	A	令和元年度に工事完了済み
	既存病棟 改修工事(完了)	実施設計	工事	工事(完了)	―	―	A	令和2年度に工事完了済み
	練馬高野台いきいき歩道橋改修工事(完了)	―	工事(完了)	―	―	―	A	令和元年度に工事完了済み
	整備費補助	―	―	―	整備費補助	整備費補助(完了)	A	
	救急医療および災害時医療に関する関係機関との調整	調整	調整	調整	調整	調整	A	
(2)練馬光が丘病院の移転・改築	工事(完了)	基本設計	実施設計(完了)	工事	工事	工事	B	工事計画の見直しにより施工期間に変更があったため、3年度中の完了とならなかった(ただし、開院時期には影響なし)。
	整備費補助	整備費補助	整備費補助	整備費補助	整備費補助	整備費補助	A	
	病院用地整備工事(完了)	設計	工事(完了)	―	―	―	A	令和元年度に工事完了済み
(3)高野台新病院の整備	開院	基本設計	実施設計(完了)	工事	工事 開院	工事	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、着工が遅れ開院が延期
	設備整備費補助 利子補給	―	―	―	設備整備費補助 利子補給	―	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による開院の延期に伴い、交付を延期
(4)新たな病院整備の検討	関係機関との調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	調整・協議	A	
2　在宅医療の提供体制の充実								
	練馬区医師会による医療連携・在宅医療サポートセンターの開設	関係機関調整	関係機関調整	開設準備	開設	開設	A	

戦略計画10　みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　地域で取り組む健康づくり								
(1)みどり健康プロジェクトの実施	①練馬健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」							
	コンテンツの充実	検討	充実	充実	充実	充実	A	
	登録人数 20,000人	登録人数 8,300人	12,545人	16,434人	20,000人	19,910人	A	
	② 健康キャンペーンの充実	実施	充実	充実	充実	充実	A	
(2)子どもの頃からの健康教育	がん予防教室の実施	検討	教材の作成・配布	未実施	実施	実施	A	
(3)こころの健康を支える地域づくり	自殺対策の推進							
	ゲートキーパー養成講座 計21回実施（受講者延べ1,050人）	年４回実施（受講者160人）	年7回実施（受講者295人）	年4回実施（受講者151人）	年7回実施（受講者350人）	年7回実施（受講者335人）	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業を縮小した。そのため、3年間の実施回数、受講者数が目標値を下回った。
	相談窓口案内の周知	検討	作成・周知	周知	周知	周知	A	
	支援者向け自殺予防の手引きの周知	検討	検討	作成・周知	周知	周知	A	
2　健診（検診）環境の充実								
	受診環境の整備	関係機関調整	関係機関調整 胃内視鏡検査受診場所の拡大(43か所)	関係機関調整 受診環境の整備（胃内視鏡検査受診場所の拡大（47か所））	関係機関調整 受診環境の整備	関係機関調整 受診環境の整備（胃内視鏡検査受診場所の拡大（48か所））	A	

戦略計画11　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　地震・火災に対する防災まちづくりの推進								
(1)木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の推進	①江古田北部地区 道路整備　21工区 公園整備　9か所 密集事業終了 地区計画決定(一部)	道路整備　21工区 公園整備　9か所 密集事業終了 地区計画決定 (一部)	地区計画決定 (一部)	—	—	—	A	令和元年度末に取組完了済み
	②北町地区 道路整備　12工区 公園整備　6か所 密集事業終了 地区計画決定(一部)	道路整備　11工区 公園整備　6か所 地区計画決定 (一部)	1工区 密集事業終了 地区計画決定 (一部)	—	—	—	A	令和元年度末に取組完了済み
	③貫井・富士見台地区 地区計画決定(一部) 新防火規制区域の指定(一部) 1号線用地買収(一部) A路線用地買収(一部) 富士見台駅周辺交通施設関係機関調整	地区計画決定 (一部) 指定(一部) 新規路線選定 用地買収 検討	次期地区計画区域の選定 次期新防火規制区域の選定 測量 用地買収 検討	地区計画素案検討(一部) 測量 用地買収 検討	地区計画原案作成(一部) 地区計画決定(一部) 指定(一部) 用地買収 用地買収 関係機関調整	地区計画素案作成(一部) 関係機関調整 関係機関調整 関係機関調整 関係機関調整	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、権利者訪問やまちづくり検討会の開催等が計画どおりできなかったため。
	④桜台東部地区 整備計画の策定 重点地区まちづくり計画決定	新規地区選定 —	まちづくり協議会の準備会の開催 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	まちづくり協議会の設立 整備計画の検討 重点地区まちづくり計画案の検討	整備計画の策定 重点地区まちづくり計画決定	整備計画の検討 重点地区まちづくり計画案の作成	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら計画策定を進めているため。
(2)防災まちづくり推進地区における改善事業	地区における改善事業の実施 新防火規制区域の指定	制度の検討 —	構築 事業地区の指定 (3地区) —	周知・助成 区域指定に向けた合意形成	周知・助成 区域の指定	周知・助成 区域指定に向けた合意形成・手続	B	新防火規制の区域指定の条件とされた、東京都の防災街区整備方針の変更が令和4年度にずれ込んだため。
(3)建築物の耐震化	①特定緊急輸送道路沿道の耐震化 耐震化計画 98件/101件	耐震診断 平成27年度に101件全て終了 97/101件 実施設計　69件 耐震性有と判明　15件 除却　13件	2件 実施設計　2件	—	—	—	A+	建築物所有者への個別訪問や電話等による啓発を行ったため(99件／101件　耐震化計画済み)
	耐震化済 77件/101件	74/101件	6件	—	—	—	A+	建築物所有者への個別訪問や電話等による啓発を行ったため(80件／101件　耐震化済み)
	②一般緊急輸送道路沿道、災害時医療機関等、その他の耐震助成 耐震診断　計129件 実施設計　計　39件 耐震改修　計　19件	計 91件 計 14件 計　8件	21件 8件 5件	3件 1件 13件	10件 6件 1件	8件 0件 3件	B	耐震診断および実施設計の実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、個別訪問などの周知啓発が予定どおり実施できず、目標値を下回った。 耐震改修は、すでに診断、設計を終えた建物が、その後、改修に繋がったため目標値を上回る実績となった。
	③住宅の耐震助成 耐震診断　計915件 実施設計　計897件 耐震改修　計743件	計765件 計747件 計593件	31件 24件 21件	16件 17件 25件	50件 50件 50件	15件 14件 47件	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、個別訪問などの周知啓発が予定どおり実施出来なかった。

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
(4)都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成	防火地域の指定 （8地区）	指定 （放射7号線沿道、環状7号線沿道、補助134号線沿道等）	0地区	指定（2地区）	指定（3地区）	指定（2地区）	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
2　水害への対策（河川、下水道の早期整備および流域対策の強化）								
	①雨水貯留浸透施設設置 計25地区	計22地区	3地区工事	―	―	―	A	令和元年度に完了済み
	②水位観測カメラ設置 計14台	計13台	1台	―	―	―	A	令和元年度に完了済み
	③総合治水計画の改定と対策の実施	―	調査	検討 改定・実施	実施	実施	A	
	④河川改修の早期実施・下水道幹線施設整備等の東京都への要請	改修率 石神井川　79% 白子川　25%	要請	要請	要請	要請	A	
3　地域危険度の啓発とリスクに即した訓練								
(1)地域別防災マップの作成・訓練の実施	3地域作成	1地域選定	1地域選定 1地域作成	1地域選定 1地域作成	1地域作成	1地域作成	A	
(2)避難行動要支援者の安否確認体制の強化	避難行動要支援者名簿を活用した訓練の実施	現況調査の実施 新たな名簿の作成	新たな名簿の配備	名簿の更新	名簿の更新	名簿の更新	A	
			新たな名簿を活用した訓練の試行実施	訓練実施	訓練実施	訓練実施	A	
(3)防災の手引および浸水ハザードマップの全面改定・全戸配布	全面改定 全戸配布	―	改定 配布	―	―	―	A	令和元年度に完了済み
(4)備蓄物資の充実および倉庫整備	備蓄物資拡充 （避難拠点用） 食料等 計118,300人分	計93,100人分	8,400人分	8,400人分	8,400人分	8,400人分	A	令和2年度に完了済み
	組立トイレ 計103台配備	計35台	35台	33台	―	―	A	
	備蓄物資拡充 （帰宅困難者用） 食料等 計84,880人分	計42,880人分	14,000人分	14,000人分	14,000人分	14,000人分	A	
	備蓄倉庫整備 計21か所	計19か所	1か所	2か所	検討	検討	A+	倉庫空白地域に新たな適地が見つかったため、当初より1か所多く整備した。
(5)ねりま防災カレッジ事業の充実	年間受講者数 1,005人	970人	646人	608人	1,005人	780人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部講座の定員を縮小して実施した。
	VRプログラムの実施・充実	―	導入準備	導入・開始・充実	充実	運用	A	令和2年度に前倒しして充実したため。
(6)区民防災組織等の取組支援	防災訓練年間参加者数 75,000人	72,000人	70,976人	12,426人	75,000人	23,868人	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、区民防災組織の訓練数が減少した。また、主催事業の規模縮小・中止を行った。

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
関連する事業								
1　都市インフラの計画的更新								
	①橋梁 調査　計25橋 設計　計20橋 工事　計24橋	調査　計15橋 設計　計9橋 工事　計9橋	4橋 3橋 6橋	4橋 3橋 4橋	2橋 4橋 6橋	0橋 5橋 4橋	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、工事延期 生活幹線道路整備事業による道路拡幅にあわせて改修工事を行うため、延期
	②公園遊具 更新　計227基	計170基	3基	29基	22基	10基	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、工事費を削減したため、ハザード3かつ設置年が古い遊具のみ更新
	③公園灯・街路灯の省エネ化 公園灯 省エネ化 計1,847基	計1,127基	278基	244基	240基	44基	A	水銀灯は計画を前倒して省エネ化を進めるとともに、公園改修等にあわせて更新を行ってきたことから、精査の結果、最終年度である令和3年度は32基の改修により水銀灯の省エネ化が完了した。併せて、前倒しで12基のLED化改修を行った。
	街路灯 省エネ化 計19,008基	計10,308基	4,772基	3,180基	2,900基	3,172基	A+	水銀ランプを使用した街路灯はほぼ改修完了（残38基）した。今後の蛍光ランプの生産状況を鑑み、補正予算を組み計画を前倒しして蛍光灯42W型街路灯のLED化改修を行った。
	④道路陥没対策 桝取付管取替 計7,878か所 延長37,900m	計4,878か所 延長22,900m	983か所 延長4,300m	970か所 延長4,700m	1,000か所 延長5,000m	885か所 延長5,000m	A	
	路面下空洞調査 延長約198km	路面下空洞調査 （延長約28km） 対象路線：緊急輸送道路 道路占用企業者との路面下空洞復旧に関する覚書締結	効率的な手法の検討	調査 （延長約100km） 対象路線：バス路線	調査 （延長約74km） 対象路線：歩道設置路線、啓開路線	調査 （延長約87km） 対象路線：歩道設置路線、啓開路線	A+	3か年の目標値を超える実績となったため。
2　地域の安全対策の推進								
	①地域防犯防火連携組織 計39組織	計30組織	設立無し	設立無し	3組織設立	設立なし	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、小学校、PTAおよび青少年地区委員会等の協議を行う場を十分に設けることができず、設立には至らなかった。
	②防犯カメラ設置 新規160台 （計887台） 更新60台	計727台	新規156台 更新0台	新規0台 更新8台	新規50台 更新20台	新規24台 更新16台	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、団体内での調整・意思決定をする機会が設けられず、計画を下回った。

戦略計画12　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
1　都市計画道路の整備								
(1)都市計画道路の整備（区施行）	都市計画道路の整備 事業完了　1区間 事業中　　7区間							
	①補助132号線 Ⅲ期 整備(一部)	設計 整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備	*	
	②補助135号線および補助232号線（大泉学園駅南側地区） 地区計画素案検討 事業認可(一部) 合意形成活動 生活再建支援事業	有識者委員会による検討 合意形成活動 生活再建支援事業	有識者委員会による検討・提言 合意形成活動 生活再建支援事業	合意形成活動 生活再建支援事業	重点地区まちづくり計画決定 地区計画素案検討 事業認可(一部) 合意形成活動 測量 生活再建支援事業	合意形成活動 生活再建支援事業	*	
	③補助135号線（補助156号線交差部） 事業認可 用地買収(一部)	測量 設計	関係機関調整 設計	事業認可申請 関係機関調整 設計	用地買収	事業認可	*	
	④補助135号線（補助230号線交差部） 事業認可 用地買収(一部)	測量 設計	事業認可申請 設計	事業認可 用地買収	用地買収	用地買収	*	
	⑤補助135号線（青梅街道～新青梅街道間） 関係機関調整	—	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	*	
	⑥補助230号線（青梅街道～新青梅街道間） 設計	—	関係機関調整	測量	測量 設計	測量	*	
	⑦補助232号線 Ⅰ-2期 事業認可	関係機関調整	測量	測量 設計	設計 事業認可	設計	*	
	⑧補助235号線 整備(完了)	設計 整備	設計 整備	整備	整備	整備	*	
	⑨区画街路1号線 整備(一部)	設計 整備	設計	設計 整備	設計 整備	整備	*	
	⑩外環の2(上石神井駅交通広場) 用地買収(一部)	事業認可 設計	—	関係機関調整	用地買収 設計	関係機関調整	*	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
(2)外環道および外環の２沿道地区のまちづくりと外環の２の整備促進	①沿道のまちづくり							
	＜外環道大泉JCT周辺地区＞ 地区計画原案作成	事業手法検討	地区計画素案検討	地区計画素案検討	地区計画原案作成	地区計画素案検討	B	計画策定を丁寧に進めているため。
	＜外環の2沿道（新青梅街道～前原交差点間）＞ 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	まちづくり方針の検討	まちづくり方針の策定	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	まちづくり協議会設立の準備 重点地区まちづくり計画の検討区域指定の準備	B	外環の2の事業スケジュールを見極めながら進めているため。
	＜外環の2沿道（上石神井駅周辺）＞【戦略計画13-1の再掲】 地区計画決定	事業手法検討	地区計画素案検討	地区計画素案検討	地区計画決定	地区計画素案作成	B （再掲）	計画策定を丁寧に進めているため。
	＜外環道青梅街道IC周辺地区＞ 重点地区まちづくり計画決定	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	重点地区まちづくり計画決定	重点地区まちづくり計画の手続きの準備	B	地域の方々とのまちづくりの検討を進める協議が整わないため。
	②外環の2整備促進							
	＜千川通り～新青梅街道間＞ 整備促進	事業認可（都）	整備促進	整備促進	整備促進	整備促進	A	
	＜その他区間＞ 事業化に向けた働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	働きかけ	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
(3)放射35号線沿道地区および放射36号線沿道地区のまちづくり	①放射35号線沿道							
	＜沿道周辺北町地区＞ 地区計画決定	地区計画素案作成	地区計画原案作成	地区計画決定	―	―	A	令和2年度に地区計画決定済み
	＜平和台駅周辺地区＞ 地区計画決定（一部）	地区計画決定（一部）	地区計画素案検討（一部）	地区計画原案検討（一部）	地区計画決定（一部）	地区計画決定（一部）	A	
	＜仮称環状8号線横断地下通路＞ 整備（一部）	関係機関調整	設計	関係機関協議	整備	整備	A	
	＜平和台駅周辺交通施設＞ 関係機関調整	検討	検討	検討	関係機関調整	関係機関調整	A	
	②放射36号線沿道							
	＜沿道周辺地区＞ 地区計画決定（一部）	重点地区まちづくり計画案の作成	重点地区まちづくり計画決定 地区計画素案検討（一部）	地区計画素案検討（一部）	地区計画決定（一部）	地区計画素案検討（一部）	B	新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら計画策定を進めているため。
	＜氷川台駅周辺交通施設＞ 関係機関調整	検討	検討	検討	関係機関調整	関係機関調整	A	
(4)補助156号線沿道等のまちづくり	①補助156号線沿道のまちづくり 重点地区まちづくり計画決定	重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画決定	重点地区まちづくり計画案の検討	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
	②保谷駅前地区のまちづくり 都道沿道の街並みルールの策定	都道沿道の街並み検討	都道沿道の街並みルールの策定	―	―	―	A	令和元年度に策定済み

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
2　西武新宿線の立体化								
	立体化の促進	促進	促進	促進	促進	促進	A	
	鉄道付属街路等の事業着手に向けた準備	都市計画原案作成	都市計画案作成	都市計画決定に向けた準備	事業着手に向けた準備	都市計画決定 事業着手に向けた準備	A	
	促進協議会運営	促進協議会による要請活動	運営	運営	運営	運営	A	
	沿線区市とまちづくりの取組等について連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	連携・協議	A	
3　大江戸線の延伸								
	諸手続の促進	促進	促進	促進	促進	促進	A	
	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	促進活動	A	
	大江戸線延伸推進基金 計50億円	計43億円	7億円積立 （計50億円）	検討	検討	検討	A	
4　みどりバス再編等による公共交通空白地域改善の推進								
	みどりバスの再編(保谷・関町・大泉・南大泉ルート)	再編に向けた調整（保谷・大泉・南大泉ルート）	再編に向けた調整（保谷・大泉・南大泉 ルート）	再編に向けた調整（保谷・関町・大泉・南大泉ルート）	再編(保谷・関町・大泉・南大泉ルート)	再編に向けた調整(保谷・関町・大泉・南大泉ルート)	B	保谷ルートは関係機関との調整等に時間を要したため。 その他のルートについては、バスの運転手不足や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などの課題があり、バス事業者の合意を得ることが出来なかったため。
	みどりバスの運行本数の一部増便	検討	検討	検討	増便	検討	B	バスの運転手不足などの課題が解消されなかったため。
	みどりバス停留所の新設	新設	新設	新設	新設	新設	A	
	既存路線バスの再編等に向けた検討	検討	検討	検討	検討	検討	A	
関連する事業								
1　生活幹線道路の整備								
	生活幹線道路の整備 事業完了　1区間 事業中　　5区間							
	(1)練馬主要区道3号線 事業区域決定（1工区）（2工区） 用地買収（一部）	測量	事業区域決定（1工区） 測量 事業区域決定（2工区）	用地買収 設計	用地買収 設計	用地買収	*	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
	(2)練馬一般区道22-101号線3工区および練馬主要区道39号線 用地買収(一部) 整備(一部)	用地買収 関係機関調整 設計	用地買収 整備	用地買収	用地買収	用地買収	*	
	(3)練馬主要区道30号線 関係機関調整	整備(一部)	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	*	
	(4)練馬主要区道32号線 整備(一部)	整備	整備	整備	設計 整備	設計 整備	*	
	(5)練馬主要区道56号線 用地買収 整備(一部)	用地買収 設計 整備	整備	整備	整備	整備	*	
	(6)練馬主要区道67号線 用地買収 整備(完了)	用地買収 整備	用地買収 整備	整備	整備	整備	*	
2　自転車駐車場の整備								
	①自転車駐車場整備							
	平和台駅地下	整備	整備(1,860台)	—	—	—	A	令和元年度に完了済み
	平和台駅地上	概略設計	関係機関調整	関係機関調整	設計	関係機関調整	B	駅周辺他工事との調整後設計
	氷川台駅第九	整備	整備(500台)	—	—	—	A	令和元年度に完了済み
	氷川台駅周辺	事業手法検討	事業手法検討	関係機関調整	関係機関調整	用地折衝 関係機関調整	A	
	光が丘	設計	改修整備	改修整備	—	—	A	令和2年度に完了済み
	②自転車ﾗｯｸ等改修 改修　計41か所	計33か所	7か所	1か所	—	—	A	令和2年度に完了済み
3　自転車レーンの整備								
	関係機関への働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	A	
	整備内容の検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	検討・調整	A	
	補助132号線Ⅰ・Ⅱ期への自転車走行空間の設置	—	—	設置	—	—	A	令和2年度に完了済み
	補助132号線Ⅲ期への自転車走行空間の設置	—	—	設置	—	—	A	令和2年度に完了済み

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
４　無電柱化の推進								
	無電柱化 【事業完了】11路線 〔延長2,841m〕 【事業中】13路線	【事業完了】9路線 〔延長2,161m〕 【事業中】 10路線						
	道路新設等に伴い無電柱化する路線							
	①補助132号線Ⅲ期 整備（一部）		設計 整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備	＊	
	②補助135号線 （補助156号線交差部） 事業認可 用地買収（一部）		―	事業認可申請 関係機関調整 設計	用地買収	事業認可	＊	
	③補助135号線 （補助230号線交差部） 事業認可 用地買収（一部）		事業認可申請 設計	事業認可 用地買収	用地買収	用地買収	＊	
	④補助232号線 Ⅰ-2期 事業認可		―	―	事業認可	設計	＊	
	⑤補助235号線 整備（完了）		設計 整備	整備	整備	整備	＊	
	⑥区画街路1号線 設計		―	―	設計	整備	＊	
	⑦外環の2（上石神井駅交通広場） 用地買収（一部）		―	関係機関調整	用地買収 設計	関係機関調整	＊	
	⑧主要区道2号線 （貫井・富士見台地区A路線）【戦略計画11-1の再掲】 用地買収（一部）		用地買収	用地買収	用地買収	関係機関調整	＊ （再掲）	
	⑨主要区道3号線 事業区域決定 用地買収（一部）		事業区域決定	用地買収 設計	用地買収 設計	用地買収	＊	
	⑩主要区道32号線 整備（一部）		整備	整備	設計 整備	設計 整備	＊	
	⑪主要区道56号線 用地買収 整備（一部）		整備	整備	整備	整備	＊	
	⑫主要区道67号線 用地買収 整備（完了）		用地買収 整備	整備	整備	整備	＊	
	既存道路を無電柱化する路線							
	⑬補助235号線 路線指定 整備（一部）		設計 路線指定	整備	整備	整備	＊	
	⑭補助237号線 設計		―	―	設計	関係機関調整	＊	
	⑮補助301号線 設計 路線指定		―	設計	設計 路線指定	路線指定	＊	
	⑯主要区道6号線 （Ⅰ期） 整備（一部）		整備	整備	設計 整備	設計 整備	＊	
	⑰石神井公園駅南口商店街通りの整備【戦略計画13-3の再掲】 設計		―	―	設計	街並み整備と無電柱化に向けた地域協議	＊ （再掲）	

戦略計画13　魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　西武新宿線沿線まちづくり								
(1)上石神井駅周辺地区のまちづくり	①駅前のまちづくり 事業計画検討	事業手法検討	事業計画検討	事業計画検討	事業計画検討	事業計画検討	A	
	②外環の2沿道まちづくり 地区計画決定	事業手法検討	地区計画素案検討	地区計画素案検討	地区計画決定	地区計画素案作成	B	計画策定を丁寧に進めているため。
	③交通広場の整備【戦略計画12-1の再掲】 用地買収（一部）	事業認可 設計	―	関係機関調整	用地買収 設計	関係機関調整	＊ （再掲）	
(2)武蔵関駅周辺地区のまちづくり	①駅周辺のまちづくり 地区計画原案作成 建築物共同化検討	整備計画策定	地区計画素案検討 検討	地区計画素案検討 検討	地区計画原案作成 検討	地区計画素案検討 検討	B	計画策定を丁寧に進めているため。
	②交通広場の整備 事業着手に向けた準備 設計	都市計画原案作成	都市計画案作成	都市計画決定に向けた準備	事業着手に向けた準備 測量 設計	都市計画決定 事業着手に向けた準備	＊	
	③補助230号線（青梅街道～新青梅街道間）【戦略計画12-1の再掲】 設計	―	関係機関調整	測量	測量 設計	測量	＊ （再掲）	
(3)上井草駅周辺地区のまちづくり	下石神井四丁目地区のまちづくり 事業計画検討 杉並区との調整	整備計画策定 調整	事業手法検討 調整	事業計画検討 調整	事業計画検討 調整	事業計画検討 調整	A	
2　大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり								
	①地区計画決定							
	〈大泉町二丁目地区〉 地区計画決定	まちづくり計画の検討	地区計画素案検討	地区計画素案検討	―	地区計画素案作成	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら計画策定を進めているため。
	〈大泉学園町地区〉 地区計画決定	地区計画素案作成	地区計画素案作成	地区計画原案作成	―	地区計画決定	A	
	〈補助233号線沿道地区〉 地区計画決定	重点地区まちづくり計画の検討区域の指定	重点地区まちづくり計画案の検討	重点地区まちづくり計画案の検討	地区計画原案作成 地区計画決定	重点地区まちづくり計画案の作成	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら計画策定を進めているため。
	②（仮称）大泉学園町駅予定地周辺のまちづくり 事業計画作成	整備計画検討	事業手法検討	事業手法検討	事業計画作成	事業手法検討	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら計画策定を進めているため。
	③補助135号線（補助230号線交差部）【戦略計画12-1の再掲】 事業認可 用地買収（一部）	測量 設計	事業認可申請 設計	事業認可 用地買収	用地買収	用地買収	＊ （再掲）	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
3　地域の拠点である駅周辺のまちづくり								
(1)石神井公園駅周辺地区のまちづくり	①南口西地区市街地再開発事業 事業認可	合意形成活動	都市計画素案作成	都市計画原案作成 都市計画決定	事業認可	組合設立認可申請の調整	B	施行予定者の事業進捗状況にあわせて手続を進めているため。
	②補助132号線沿道周辺地区 地区計画変更決定	地区計画変更素案検討	地区計画変更素案作成	地区計画変更原案作成 地区計画変更決定	―	―	A	令和2年度に決定済み
	③商店街通りの整備 街並み整備計画の策定 無電柱化の設計	街並み整備の検討 合意形成活動	街並み整備と無電柱化の検討	街並み整備と無電柱化の意向確認	― 設計	街並み整備と無電柱化に向けた地域協議	B	合意形成活動を丁寧に進めているため。
	④補助132号線Ⅲ期【戦略計画12-1の再掲】 整備（一部）	設計 整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備	設計 整備	＊ （再掲）	
	⑤補助232号線Ⅰ-2期【戦略計画12-1の再掲】 事業認可	関係機関調整	測量	測量 設計	設計 事業認可	設計	＊ （再掲）	
4　鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実								
(1)駅における2ルート目のバリアフリー化された経路の確保	①光が丘駅 エレベーター整備に向けた調整 エスカレーターの整備（完了） スロープ等の整備（完了）	鉄道事業者等との協議 検討 検討	協議 設計 設計	協議 設計（実施設計） 設計（実施設計）	エレベーター整備に向けた調整 ― ―	エレベーター整備に向けた調整 延期 延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、工事延期
	②小竹向原駅 エレベーター整備に向けた調整	鉄道事業者等との協議	協議	協議	調整	協議	B	鉄道事業者と協議継続中のため。
(2)公共施設と駅を結ぶルートのバリアフリー化	改善方針に基づくバリアフリー化の推進	ガイドライン策定 ルートの選定および改善方針の策定	改善方針に基づくバリアフリー化の推進 （モデル事業1地区）	推進	推進	推進	A	
5　まちづくり条例の改正								
	まちづくり条例の改正・運用	―	改正	運用	運用	運用	A	

戦略計画14　練馬のみどりを未来へつなぐ

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　みどりのネットワークの形成								
(1)みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト	稲荷山公園 事業説明会の開催 測量	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム作成	関係機関調整 稲荷山公園基本計画（素案）作成	事業説明会の開催 測量	関係機関調整 稲荷山公園基本計画策定	B	計画策定を丁寧に進めているため。
	大泉井頭公園 関係機関調整	調査・検討	基本計画策定 事業スキーム作成	関係機関調整	関係機関調整	関係機関調整	A	
(2)練馬城址公園をにぎわいの拠点に	公園整備に向けた東京都との調整	調整	調整	覚書の締結 整備計画（中間のまとめ）の公表	調整	整備計画の決定 事業認可の告示 準備工事着手	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
(3)特色ある公園等の整備	整備完了　6か所 新設　1か所 拡張　2か所 改修　3か所							
	新設　3か所							
	①(仮称)上石神井三丁目公園	用地買収 設計	整備	―	―	―	A	令和元年度に完了済み
	②(仮称)石神井台六丁目緑地	―	―	―	事業認可	延期	B	改定アクションプラン検討の中で整備スケジュールを見直したため。
	③(仮称)大泉学園町六丁目公園	―	―	―	事業認可	延期	B	改定アクションプラン検討の中で整備スケジュールを見直したため。
	拡張　5か所							
	④大泉学園町希望が丘公園	設計	設計 整備	整備	整備	整備	A	
	⑤こどもの森緑地	―	事業認可 用地買収 設計	整備	―	―	A	令和2年度に完了済み
	⑥こぐれの森緑地	―	―	延期	用地買収 設計	延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、整備スケジュールを延期したため。
	⑦北原公園	―	―	延期	用地買収 設計	事業認可	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、整備スケジュールを延期したため。
	⑧石神井松の風文化公園	―	―	―	事業認可 設計	延期	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、整備スケジュールを延期したため。
	改修　4か所							
	⑨四季の香公園（西欧庭園区域）四季の香ローズガーデン拡充	事業認可 設計	設計	整備	―	―	A	令和2年度に完了済み
	⑩田柄川緑道（放射35号線交差部）	―	設計	設計	整備	整備	A	
	⑪和田堀緑道	―	―	設計	設計	設計	A	
	⑫豊玉中いっちょうめ公園	設計	整備	―	―	―	A	令和元年度に完了済み
(4)都市インフラの整備におけるみどりの創出	都市インフラの整備に合わせたみどりの創出	関係機関への働きかけ・調整 ・放射35・36号線 ・外環の２　など ・石神井川河川改修	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	働きかけ・調整	A	
		整備内容の検討・調整 ・主要区道67号線 ・区画街路1号線	検討・調整 ・補助235号線 ・主要区道56号線	検討・調整 ・補助132号線	検討・調整	検討・調整	A	
(5)重要な樹林地の保全	合意形成活動 都市計画決定 計7か所	合意形成活動 計3か所	合意形成活動 1か所	合意形成活動 都市計画手続き開始2か所	合意形成活動 1か所	合意形成活動 都市計画決定 2か所 都市計画手続き 1か所	B	令和2年度に都市計画手続きを開始した2か所は、令和3年4月と6月に決定 令和3年度当初計画1か所は手続きを開始し、令和4年4月に決定
(6)みどりの美しい街並みづくり	①緑化取組 計15か所	計10か所	1か所	2か所	2か所	1か所	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により慎重にPR活動を進めたため。
	②サクラ並木の維持 外観診断183本 精密診断55本 更新　計63本	更新　計48本	外観診断203本 精密診断61本 更新13本	更新6本	5本	更新5本	A+	3か年の目標値を超える実績となったため。

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
2　みどりを育むムーブメントの輪を広げる								
	①テーマ別みどりの区民会議	開催	開催	中止	開催	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
	②個人のみどりを地域で守る仕組みの構築	事業内容の検討	モデル事業実施	調査・モデル事業案の作成	モデル事業の検証 仕組みの構築	モデル事業実施・検証 （3か所） 仕組みの構築	A	
	③公園の区民管理の拡充 区民管理 23団体・31か所	関係団体への働きかけ 区民管理 20団体・27か所	働きかけ 区民管理開始 2団体・3か所	働きかけ 区民管理開始 1団体・1か所	働きかけ	働きかけ 区民管理開始 1か所	A	
	④憩いの森の区民管理の拡充 区民管理2か所	育成事業2か所	区民管理開始 1か所 育成事業1か所	育成事業2か所	区民管理開始2か所 新規育成事業1か所	区民管理開始2か所 新規育成事業1か所	A+	当初計画を前倒しして区民管理を開始したため。
	⑤みどりを守り育てる人材や団体の育成、マッチング	―	仕組みの構築	実施	実施	一部実施	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、一部事業を延期して実施したため。
	⑥新たな基金の運用	仕組み構築 募集メニューの検討	寄付募集	募集 基金の活用 体験事業の実施	募集 活用 実施	募集 活用 実施	A	

戦略計画15　住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　自立分散型エネルギー社会に向けた取組の推進								
	①避難拠点でのEV(電気自動車)等の活用 「災害時協力登録車制度」登録者増	「災害時協力登録車制度」の創設 EV販売事業者と「災害時における電気自動車からの電力供給の協力に関する協定」締結	周知	周知	周知	周知	A	
	EVを活用した訓練の実施		実施	実施	実施	実施	A	
	全ての医療救護所にV2Lを配備 計10か所	計7か所	3か所	―	―	―	A	令和元年度に配備済み
	②区立小中学校（避難拠点）への太陽光発電設備等の導入 計14か所	計12か所	―	2か所	―	1か所	A	
	③地域コジェネレーションの導入 順天堂練馬病院に導入 練馬光が丘病院に導入	基本協定締結 調整	導入準備 基本協定締結	導入 導入準備	― 導入	― 導入準備	B	コジェネレーション本体は令和4年2月に設置が完了した。関連設備については、病院の工事の進捗にあわせ、令和4年6月に設置したため。

Ⅴ　いきいきと心豊かに暮らせるまち

戦略計画16　地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
1　創業への総合的な支援の充実								
	①創業セミナー・創業支援融資の実施	創業セミナーの実施	実施	実施	実施	実施	A	
		創業支援融資の実施	実施	実施	実施	実施	A	
	②学生向け創業セミナー等の実施	―	中止	実施	実施	実施	A	
	③空き店舗入居促進事業の実施	空き店舗入居促進事業の実施	実施	実施	実施	実施	A	
2　販路拡大など企業活動の活性化								
	①企業間交流の活性化、販路拡大支援の実施	産業見本市の実施	実施	中止	実施	実施	A	
		商談交流会の開始	中止	中止	実施	実施	A	
	②産学連携セミナーの実施	―	産学連携セミナーの開始	実施	実施	実施	A	
	③福祉・生活関連産業への支援の実施	セミナー・個別相談会の実施	実施	実施	実施	実施	A	
		専門アドバイザー派遣の開始	実施	実施	実施	既存事業へ統合	B	練馬ビジネスサポートセンターの運営体制を効率化するため、センターの出張相談事業へ統合
	④事業承継支援の実施	セミナー・個別相談会の実施	実施	実施	実施	実施	A	
		専門アドバイザー派遣の開始	実施	実施	実施	既存事業へ統合	B	練馬ビジネスサポートセンターの運営体制を効率化するため、センターの出張相談事業へ統合
3　商店街や個店の魅力づくり								
	①お客が集まる個店づくり							
	まちゼミ支援の実施	実施	実施	中止	実施	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
	個店連携支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	店舗改修支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	②特色ある取組を行う商店街への支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	
	③商店街の魅力発信支援事業の実施	開始	実施	実施	実施	実施	A	

戦略計画17　生きた農と共存する都市農業のまち練馬

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　世界都市農業サミットの開催								
	世界都市農業サミット開催	プレイベント開催	世界都市農業サミット開催	―	―	―	A	令和元年度に開催済み
2　都市農地の保全に向けた取組の推進								
	①生産緑地貸借制度を活用した農地保全	農地所有者意向調査の実施 農地斡旋の仕組みの検討	農地斡旋の開始	実施	実施	実施	A	
	②特定生産緑地の周知・指定	周知・調整	周知・調整	周知・指定	周知・指定	周知・指定	A	
	③農地を守る新たな仕組みづくりの検討	―	調査・検討	国・都との調整	新たな仕組みの創設	国・都との調整	B	農地所有者に対して十分なインセンティブを付与する制度とするため、農地を保全する新たな仕組みづくりについて、引き続き検討していく。
	④制度改正に向けた取組の推進	要望・実現	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	国への要望活動	A	
3　都市農業経営の支援								
①	認定農業者・都市型認定農業者の新規認定 31経営体	22経営体	4経営体	4経営体	3経営体	1経営体	A	3年間で計9経営体を認定しており、3年度の目標には到達しているため。
①	認定農業者・都市型認定農業者への支援の充実	―	検討	充実	充実	充実	A	
②	生産緑地貸借制度を活用した農地保全【戦略計画17-2の再掲】	農地所有者意向調査の実施 農地斡旋の仕組みの検討	農地斡旋の開始	実施	実施	実施	A （再掲）	
②	農の学校 コース内容の見直し	4コース運営	検討	検討	実施	検討	B	東京都が実施している「東京農業アカデミー」事業の実施状況を踏まえ、再検討することとしたため。

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
4　区民が農に親しむ取組の充実								
	①(仮称)農の風景公園の整備	基本構想策定	設計	設計 整備(一部)	整備 開設	整備(一部)	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、管理棟建築工事および開設を延期
	②新鮮な農作物を手に入れる、農を気軽に体験できる環境整備							
	区主催マルシェ実施	実施	ねりマルシェin 世界都市農業サミット 実施	開催中止	実施	実施	A	
	農業者等主催マルシェの支援 実施場所 3か所増	10か所実施	1か所増	1か所増	1か所増	1か所増	A	
	練馬果樹あるファームの開設等支援　17件 情報発信	摘み取り園38園 直売所　51か所 実施	11件 充実	7件 充実	5件 充実	6件 充実	A+	当初予定を超える支援件数となったため。
	③生産緑地の貸借制度等を活用した区民農園の整備 2園整備	整備方針の検討	整備方針の検討 1園整備	2園整備	1園整備	1園整備	A+	3か年の目標値を超える実績となったため。
	④農と福祉の連携							
	農福連携作業に携わる障害者施設数 計9施設 【戦略計画7-2の再掲】	計6施設	1施設増	4施設増	1施設増	1施設増	A+ (再掲)	練馬区障害者就労支援センターを活用し、共同受注の仕組みを整えたことにより、3か年の目標値を超える実績となったため。
	福祉連携農園の検討 【戦略計画7-2の再掲】	―	検討	検討	検討	検討	A (再掲)	
	⑤農を活用した高齢者の健康づくり	―	検討	検討	実施	実施	A	

戦略計画18　練馬ならではの都市文化を楽しめるまち

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　練馬独自の新しい美術館の創造								
	再整備基本構想に基づく設計	構想の検討	構想の検討 (委員会提言)	構想の検討	設計	構想の策定	B	令和2年度の時点で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、基本構想策定時期を令和3年度に延期としたため。
2　四季を感じ、誰もが楽しめる年中行事を開催								
	四季を感じられるイベントの開催	真夏の音楽会の実施	実施	充実	充実	充実	A	
		花火フェスタの実施	実施	中止 (終了)	実施	―	B	としまえんの閉園に伴い事業終了。代替地もないため、実施せず。
		練馬薪能の実施	実施	実施	実施	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
		Nerimaユニバーサルコンサートの実施	実施	中止	実施	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
	区民自らが参加して楽しむ事業の実施	郷土芸能ねりま座の実施	実施	中止	実施	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
		ジャズイベントの実施	実施	実施	実施	実施	A	
		こどもアートアドベンチャーの実施	実施	実施	実施	実施	A	
		区民文化祭の実施	実施	実施	実施	実施	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
3　ねりまの歴史を活かした映像文化のまちづくり								
	「映像文化のまち構想」策定 映像文化イベントの実施	検討	素案の公表 検討	構想策定の延期 実施（内容変更）	実施	構想の策定 実施	A	
4　練馬の魅力を効果的に発信								
	練馬の魅力の発信	世界都市農業サミットプレイベント開催【戦略計画17-1の再掲】	世界都市農業サミット開催	―	―	―	A（再掲）	令和元年度に開催済み
		体験型ツアーの実施	充実	充実	充実	充実	A	
		新たな情報マップの作成	充実	充実	充実	充実	A	
	無料公衆無線LANの整備 計32か所	計4か所	28か所増	―	―	―	A	令和元年度に整備完了済み

戦略計画19　豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　練馬区初　公認陸上競技場「練馬総合運動場公園」								
	練馬総合運動場公園での事業展開	開園式典、記念イベント開催	公認記録会の開催	中止	実施	中止	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
2　区民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備								
	① 大泉さくら運動公園庭球場等 整備	設計	整備	―	―	―	A	令和元年度に整備済み
	② 大泉学園町希望が丘公園運動場（第Ⅱ期） 整備	設計	設計 整備	整備	整備	整備	A	
	③総合体育館							
	改築に向けた検討	検討	検討	検討	検討	検討	＊	効率的な整備方法など、様々な視点で引き続き検討が必要
	空調機の設置	―	設置	―	―	―	A	令和元年度に整備済み
	④ 光が丘体育館 アリーナ床等改修	検討	設計	工事	―	―	A	令和2年度に整備済み
3　ユニバーサルスポーツフェスティバルの充実								
	ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開 計6か所	計3か所	0か所	0か所	1か所増	0か所	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
	障害者スポーツ指導員の確保・育成	検討・一部実施	実施	実施	実施	実施	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
4　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組								
①区民や関係団体との協働による取組								
	関係団体との情報共有・意見交換	実施	実施	実施	―	実施	A	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が令和3年に延期となり、令和3年度に実施した。
	応援プログラムへの参加促進	実施	実施	実施	―	実施	A	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が令和3年に延期となり、令和3年度に実施した。
	練馬区発 100万人のハンドスタンプアートプロジェクトの実施	開始	実施 （第１弾の公表・活用）	実施 （第２弾の公表・活用）	―	実施 （第２弾の活用）	A	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が令和3年に延期となり、令和3年度に実施した。
②効果的な機運醸成事業の実施								
	注目を集めるタイミングに合わせた事業実施	２年前事業 500日前事業	１年前事業 世界都市農業サミット連動事業	200日前事業	―	聖火リレーホストタウン交流事業 大会期間中事業	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、100日前事業、パブリックビューイングを中止。また、壮行会、聖火リレーは事業内容を変更
	集客が見込める既存イベントでの出展	実施	実施	実施	―	実施	A	
③各施策の充実と連動させた機運醸成の取組								
	ユニバーサルスポーツフェスティバルの地域展開 計6か所【戦略計画19-3の再掲】	計3か所	0か所	0か所	1か所増	0か所	B （再掲）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止
	世界都市農業サミット開催 【戦略計画17-1の再掲】	プレイベント開催	世界都市農業サミット開催	―	―	―	A （再掲）	令和元年度に開催済み
	ねりまワールドフェスティバルの実施	国際交流のつどいワールドマーケット実施	ねりまワールドフェスティバルの実施	中止	―	中止 （終了）	B	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が令和3年度に延期となる中で、令和3年度の「ねりまワールドフェスティバル」は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により中止。今後は、「文化交流カフェ」を実施

Ⅵ　区民とともに区政を進める

戦略計画20　区民協働による住民自治の創造

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　町会・自治会の活性化								
	町会・自治会組織の基盤強化	加入促進活動の実施	実施	実施（一部中止）	実施	実施（一部中止）	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、練馬まつり等イベントが開催されなかったことで、加入促進を一部中止
2　協働の取組の活性化								
(1) 相談情報ひろばの増設	相談情報ひろば 計14か所	計10か所	開設無し	開設無し	―	開設無し	B	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひろばの増設が計画通りにいかなかった。
(2) パワーアップカレッジねりまのリニューアル	パワーアップカレッジねりまのリニューアル	開始準備	開始準備	開始	実施	実施	A	
3　地域おこしプロジェクトの充実								
	地域おこしプロジェクトの支援内容の充実	検討	検討	充実	―	―	A	令和2年度から支援内容を充実済み

戦略計画21　窓口から区役所を変える

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度 当初計画	令和3年度 実績	進捗状況	備　考
1　窓口から区役所を変える								
(1)「待たない」	①区役所に行かなくても、自宅や近所で手続きができます							
	(ア)電子申請の拡大　乳幼児一時預かり事業インターネット予約システム運用開始【戦略計画1-1の再掲】	検討	構築	運用開始	―	―	A（再掲）	令和2年度から運用開始
	(ア)電子申請の拡大　保育園入園申請のオンライン手続きの導入検討【戦略計画1-6の再掲】	検討	検討	検討	検討	検討	A（再掲）	
	(ア)電子申請の拡大　全庁的な電子申請の推進	調査・検討	実施	拡大	拡大	拡大	A	
	(イ)電子決済方法の多様化	システム改修（住民税・軽自動車税）	運用開始（住民税・軽自動車税）	システム改修・運用開始（国民健康保険料）	拡大検討	拡大	A	
	②来庁前に、窓口の混雑状況が分かり、事前に準備ができます							
	窓口情報提供システムの拡大 計17か所	1か所（保育課入園相談係）	16か所導入（練馬区民事務所ほか）	1か所導入（マイナンバーカード交付窓口）	―	―	A+	令和2年度にマイナンバーカード交付窓口に導入し、計18か所導入したため。
	自宅で印刷できる申請書類の範囲拡大	―	実施	拡大	拡大	拡大	A	

取組名	令和３年度目標	平成30年度末の現況	令和元年度末の実績	令和２年度末の実績	令和3年度		進捗状況	備　考
					当初計画	実績		
(2)「まごつかない」案内が正確・迅速に行われます	フロアマネージャーのサービス内容の充実（区民事務所6か所）	検討	充実	充実	―	充実	A	
	フロアマネージャーの常時配置（区民事務所3か所）	2か所（練馬・石神井区民事務所）	1か所（光が丘区民事務所）	1か所（大泉区民事務所）	―	―	A+	令和2年度に大泉区民事務所に常時配置し、計4か所配置したため。
	FAQの職員活用	検討	開始	実施	実施	実施	A	
	窓口対応力向上研修の充実	―	充実	一部実施	充実	一部実施	B	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ワークショップ型研修は延期
(3)「何度も書かない」複数の申請書が一括して作成できます	申請書一括作成システムの導入（区民事務所6か所）	検討	構築	導入（区民事務所6か所）	―	―	A	令和2年度に導入済み
(4)事務処理ミスの防止	事務処理の見直し	検討	実施	実施	実施	実施	A	

参考

第２次みどりの風吹くまちビジョンとＳＤＧｓ

ＳＤＧｓとは、平成27年（2015年）９月の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略であり、令和12（2030）年を年限とする国際目標です。ＳＤＧｓは、持続可能な世界を実現するための17 のゴールから構成され、先進国を含む全ての国々の共通目標となっています。

国は、地方自治体に対し、ＳＤＧｓを原動力とした地方創生の推進を求めており、区は、第２次みどりの風吹くまちビジョンを中心にあらゆる施策を通して取り組んでいます。

ＳＤＧｓに掲げる１７のゴール

１　貧困をなくそう
　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

２　飢餓をゼロに
　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

３　すべての人に健康と福祉を
　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

４　質の高い教育をみんなに
　すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

５　ジェンダー平等を実現しよう
　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

６　安全な水とトイレを世界中に
　すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

７　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
　すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

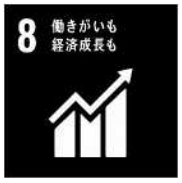

８　働きがいも経済成長も
　包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

９　産業と技術革新の基盤をつくろう
　強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

10　人や国の不平等をなくそう
　各国内及び各国間の不平等を是正する。

11　住み続けられるまちづくりを
　包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

12　つくる責任つかう責任
　持続可能な生産消費形態を確保する。

13　気候変動に具体的な対策を
　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

14　海の豊かさを守ろう
　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

15　陸の豊かさも守ろう
　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

16　平和と公正をすべての人に
　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

17　パートナーシップで目標を達成しよう
　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第２次みどりの風吹くまちビジョン・アクションプランにおける戦略計画とＳＤＧｓのゴール

施策の柱および戦略計画	特に関連する ＳＤＧｓのゴール
施策の柱１　子どもたちの笑顔輝くまち	
戦略計画１　子育てのかたちを選択できる社会の実現	３，４，５
戦略計画２　子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実	１，３，５
戦略計画３　すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり	３，５
戦略計画４　夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成	１，３，４
施策の柱２　高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	
戦略計画５　高齢者地域包括ケアシステムの確立	３
戦略計画６　元気高齢者の活躍と介護予防の推進	３，８
施策の柱３　安心を支える福祉と医療のまち	
戦略計画７　障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備	３，８
戦略計画８　ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援	１，３，４
戦略計画９　住み慣れた地域で安心して医療が受けられる体制の整備	３
戦略計画10　みどりの風の中で、自ら健康づくりに取り組めるまちの実現	３
施策の柱４　安全・快適、みどりあふれるまち	
戦略計画11　地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」	９，11，13
戦略計画12　みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備	９，11
戦略計画13　魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり	９，11
戦略計画14　練馬のみどりを未来へつなぐ	11，13，15
戦略計画15　住宅都市にふさわしい自立分散型エネルギー社会へ	７，12，13
施策の柱５　いきいきと心豊かに暮らせるまち	
戦略計画16　地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり	８，９
戦略計画17　生きた農と共存する都市農業のまち練馬	11，13，15
戦略計画18　練馬ならではの都市文化を楽しめるまち	４
戦略計画19　豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち	３
施策の柱６　区民とともに区政を進める	
戦略計画20　区民協働による住民自治の創造	17
戦略計画21　窓口から区役所を変える	17

資　料　4

令和４年９月16日
こども家庭部こども施策企画課

第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和３年度）および計画の中間見直しについて

１　計画の実施状況（令和３年度）

別紙のとおり

２　計画の中間見直し

⑴ 概要

令和２年３月に策定した第２期練馬区子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）は、令和２～６年度までの５か年を計画期間としているが、計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年において見直すこととしている。

⑵ 基本的な考え方

就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしている状況を踏まえ、今年度に計画の中間見直しを行い、各事業の年度別需給計画を改めて作成する。

なお、年度別需給計画における「需要量見込み」については、国の手引きに則り最新の人口推計や昨年度実施したニーズ調査結果を用いるとともに、近年の利用実態等を踏まえ算出する。

⑶ 最新の児童人口を踏まえた将来人口推計

① 現計画で使用している人口推計（各年４月１日時点）　　単位：人

年齢	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	5,917	5,873	5,851	5,823	5,799
１歳	5,738	5,994	5,945	5,922	5,893
２歳	5,766	5,671	5,928	5,877	5,856
３歳	5,999	5,714	5,624	5,874	5,825
４歳	5,959	5,959	5,675	5,582	5,831
５歳	6,133	5,964	5,967	5,684	5,592
０-５歳	35,512	35,175	34,990	34,762	34,796

６歳	5,921	6,118	5,949	5,953	5,668
７歳	5,807	5,911	6,108	5,940	5,944
８歳	5,664	5,821	5,925	6,122	5,952
９歳	6,011	5,681	5,840	5,937	6,138
10歳	5,829	6,027	5,696	5,857	5,955
11歳	6,002	5,853	6,055	5,724	5,886
６-11歳	35,234	35,411	35,573	35,533	35,543

② 実績人口の推移・最新の人口推計（各年４月１日時点）　　単位：人

	実績人口			最新の人口推計	
年齢	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	5,566	5,117	5,282	5,206	5,175
１歳	5,860	5,624	5,139	5,362	5,279
２歳	5,813	5,768	5,516	5,096	5,313
３歳	6,029	5,703	5,636	5,469	5,052
４歳	5,965	5,981	5,654	5,599	5,430
５歳	6,112	5,941	5,966	5,662	5,605
０-５歳	35,345	34,134	33,193	32,394	31,854
６歳	5,942	6,084	5,902	5,962	5,657
７歳	5,824	5,946	6,079	5,902	5,963
８歳	5,673	5,828	5,942	6,093	5,915
９歳	6,032	5,665	5,838	5,960	6,112
10歳	5,822	6,038	5,678	5,859	5,981
11歳	5,978	5,833	6,041	5,697	5,879
６-11歳	35,271	35,394	35,480	35,473	35,507

⑷ 今後のスケジュール（予定）

令和４年12月　計画の中間見直し（素案）を報告
　　練馬区子ども・子育て会議で意見聴取
　　素案にかかる区民意見反映制度の実施（令和５年１月中旬頃まで）
令和５年３月　計画の中間見直し（案）を報告
　　３月末　計画の中間見直し策定

別　紙

第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画　実施状況（令和3年度）

1　子どもと子育て家庭の支援の充実

（1）妊婦健康診査

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	5,896	5,852	5,830	5,802	5,778
		回	65,856	65,366	65,122	64,810	64,543
②［目標］供給量		ー	○実施場所　…都内契約医療機関等 ○検査項目　…体重、血圧、尿、その他医学的検査 ○実施回数および実施時期 …14回（妊娠週数に応じて実施）				
③利用実績		人	5,361	5,273			
		回	61,642	62,574			
達成率	対　①需要量見込み	ー	90.9%	90.1%			
		ー	93.6%	95.7%			
	対　②［目標］供給量	ー	ー				
		ー	ー				

［最終年度に対する］達成率	対　①需要量見込み（人）	91.3%
	対　①需要量見込み（回）	96.9%

主管課：健康推進課

（事業の進捗に関するコメント）

（令和3年度の実施状況）
妊娠届出数の減少に伴い、利用実績（人）は令和2年度と比較して減少したが、利用実績（回）は増加した。

（今後の取組と方向性）
継続して実施していく。

（2）こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	5,468	5,447	5,460	5,479	5,485
②［目標］供給量		ー	○実施体制　…①配慮が必要な家庭：常勤保健師が訪問指導 ②上記以外の家庭：委託助産師等が訪問指導 ○委託助産師数　…年間約130家庭に対し1名の割合で配置				
③訪問実績		人	4,393	4,501			
達成率	対　①需要量見込み	ー	80.3%	82.6%			
	対　②［目標］供給量	ー	-				

［最終年度に対する］達成率	対　①需要量見込み	82.1%
	対　②［目標］供給量	ー

主管課：健康推進課

（事業の進捗に関するコメント）

（令和3年度の実施状況）
令和2年度よりも出生数は減少しているが、訪問実績は増加した。

（今後の取組と方向性）
コロナ禍以降の支援として、乳児のいる家庭への訪問は孤立化を防ぎ虐待防止の観点からも大変重要な事業である。継続して行っていく。

(3) 妊娠・子育て相談員、すくすくアドバイザー (利用者支援事業)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		か所	12	12	12	12	12
② [目標] 供給量 (実施か所数)		か所	12	12	12	12	12
③ [実績] 供給量 (実施か所数)		か所	12	12			
内訳	妊娠・子育て相談員	か所	7	7			
	すくすくアドバイザー	か所	5	5			
(参考) 相談件数		件	10,510	12,441			
達成率	対 ①需要量見込み	ー	100.0%	100.0%			
	対 ② [目標] 供給量	ー	100.0%	100.0%			

[最終年度に対する] 達成率	対 ①需要量見込み	100.0%
	対 ② [目標] 供給量	100.0%

主管課：子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康推進課

(事業の進捗に関するコメント)

(令和3年度の実施状況)

区役所および4か所の子ども家庭支援センターに「すくすくアドバイザー」を配置し、子育てに関する「何でも相談」に対応している。子ども家庭支援センターでは、窓口での相談に加え、近隣施設での出張相談を実施するなど、より身近な場所で相談しやすい環境整備に取り組んでいる。

妊娠・子育て相談員による妊娠届出時の面談実施率は97.1%であった。

(今後の取組と方向性)

引き続き、区役所および4か所の子ども家庭支援センターに「すくすくアドバイザー」を配置し、子育てに関する「何でも相談」に対応する。

また、保健相談所に配置している妊娠・子育て相談員による妊娠届出時の面談は、その後の支援につながるもので、今後も継続して実施していく。

(「1 子どもと子育て家庭の支援の充実」における質的向上に関する評価)

利用者支援事業は、電話やメールによる相談の実施に加え、区ホームページやツイッターで発信を行うなど、広く区民へ事業の周知を図り、より相談しやすい環境の整備に努めている。

2　子どもの教育・保育の充実

(1) 子育てのひろば (地域子育て支援拠点事業)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人回	304,640	305,884	308,492	306,263	304,660
②【目標】供給量 (実施か所数)		か所	28	29	30	30	30
③【実績】供給量 (実施か所数)		か所	27	26			
(参考) 利用実績		人回	158,280	198,254			
達成率	対　①需要量見込み	ー	-	-			
	対　②【目標】供給量	ー	96.4%	89.7%			

【最終年度に対する】達成率	対　①需要量見込み	-
	対　②【目標】供給量	86.7%

主管課：子ども家庭支援センター

(事業の進捗に関するコメント)

(令和3年度の実施状況)
令和3年度は1か所開設を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により延期した。また、令和4年3月31日に1か所閉室した。
利用実績は、コロナ禍により利用が減少した令和2年度と比較して増加した。

(今後の取組と方向性)
親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充に向けて、民設子育てのひろばを新たに公募する。

(2) 3号認定 (0歳)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	1,563	1,587	1,618	1,636	1,640
②【目標】供給量 (定員数)		人	1,626	1,677	1,720	1,764	1,769
③【実績】供給量 (定員数)		人	1,616	1,685			
内訳	保育所	人	1,278	1,332			
	地域型保育事業	人	225	217			
	その他	人	113	136			
達成率	対　①需要量見込み	ー	103.4%	106.2%			
	対　②【目標】供給量	ー	99.4%	100.5%			

【最終年度に対する】達成率	対　①需要量見込み	102.7%
	対　②【目標】供給量	95.3%

主管課：保育課

(参考) 3号認定 (0歳児)　令和4年4月1日時点の実績値

		単位	令和4年度
定員数		人	1,704
内訳	保育所	人	1,365
	地域型保育事業	人	212
	その他	人	127

(3) 3号認定 (1・2歳)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	6,517	6,732	6,983	7,040	7,045
②[目標] 供給量 (定員数)		人	6,878	7,029	7,135	7,303	7,338
③[実績] 供給量 (定員数)		人	6,885	7,078			
内訳	保育所	人	5,609	5,733			
	地域型保育事業	人	883	877			
	その他	人	393	468			
達成率	対 ①需要量見込み	ー	105.6%	105.1%			
	対 ②[目標] 供給量	ー	100.1%	100.7%			

[最終年度に対する] 達成率	対 ①需要量見込み	100.5%
	対 ②[目標] 供給量	96.5%

主管課:保育課

(参考) 3号認定 (1・2歳) 令和4年4月1日時点の実績値

		単位	令和4年度
定員数		人	7,210
内訳	保育所	人	5,849
	地域型保育事業	人	874
	その他	人	487

(4) 2号認定 (3～5歳)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	9,600	9,692	9,806	9,909	10,110
②[目標] 供給量 (定員数)		人	10,332	10,742	11,285	11,631	11,781
③[実績] 供給量 (定員数)		人	10,312	10,814			
内訳	保育所	人	8,714	9,153			
	地域型保育事業	人	27	32			
	練馬こども園	人	1,419	1,559			
	その他	人	152	70			
達成率	対 ①需要量見込み	ー	107.4%	111.6%			
	対 ②[目標] 供給量	ー	99.8%	100.7%			

[最終年度に対する] 達成率	対 ①需要量見込み	107.0%
	対 ②[目標] 供給量	91.8%

主管課:保育課

(参考) 2号認定 (3～5歳) 令和4年4月1日時点の実績値

		単位	令和4年度
定員数		人	11,336
内訳	保育所	人	9,566
	地域型保育事業	人	35
	練馬こども園	人	1,669
	その他	人	66

（事業の進捗に関するコメント）

（令和３年度の実施状況）
　区では、これまで待機児童対策として「待機児童ゼロ作戦」などにより全国トップクラスとなる定員増を行ってきた。令和４年４月においても認可保育所の新規整備等により673人の定員を拡大し、令和４年４月時点の待機児童数は２年連続で０人となった。

（今後の取組と方向性）
　待機児童ゼロを継続するために必要な供給量を確保できるよう、令和５年４月に向けて認可保育所を整備し、410人の定員を拡大する計画である。

（5）１号認定（3～5歳）

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①需要量見込み		人	9,341	9,108	8,916	8,850	8,909
②【目標】供給量（定員数）		人	10,822	10,822	10,822	10,822	10,822
③【実績】供給量（定員数）		人	10,762	10,692			
達成率	対　①需要量見込み	ー	115.2%	117.4%			
	対　②【目標】供給量	ー	99.4%	98.8%			

【最終年度に対する】達成率	対　①需要量見込み	120.0%
	対　②【目標】供給量	98.8%

主管課：学務課

（6）幼稚園預かり保育

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①需要量見込み		人日	387,785	391,456	395,224	398,051	401,355
②【目標】供給量（定員数）		人日	548,761	553,261	557,761	557,761	557,761
③【実績】供給量（定員数）		人日	627,832	638,964			
（参考）利用実績		人日	276,307	302,991			
達成率	対　①需要量見込み	ー	161.9%	163.2%			
	対　②【目標】供給量	ー	114.4%	115.5%			

【最終年度に対する】達成率	対　①需要量見込み	159.2%
	対　②【目標】供給量	114.6%

主管課：学務課、こども施策企画課

◎「練馬こども園」の実施状況

	単位	令和２年度	令和３年度
認定園数	園	22	25
定員数	人	1,429	1,569

（事業の進捗に関するコメント）

（令和３年度の実施状況）
　区独自の制度として、11時間の預かり保育（標準型）を行う私立幼稚園を、練馬型幼保一元化施設「練馬こども園」として認定し、拡大に取り組んでいる。
　令和元年度から、短時間型（９時間以上11時間未満）および低年齢型（０～２歳児）を創設し、さらなる拡大に努めている。令和３年度は、新たに３園を認定し、令和３年度末時点で25園認定（低年齢型３園のうち２園は標準型としている園と重複認定）。実園数は23園となった。

（今後の取組と方向性）
　保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、引き続き、各私立幼稚園と協議を重ね、練馬こども園の拡大に努めていく。

(7) 一時預かり事業

(保育園一時預かり、乳幼児一時預かり、ファミリーサポート事業等)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人日	91,341	91,572	92,622	92,114	92,014
②【目標】供給量(定員数)		人日	115,372	115,372	115,372	115,372	115,372
③【実績】供給量(定員数)		人日	80,947	82,010			
(参考)利用実績		人日	35,779	51,955			
達成率	対 ①需要量見込み	ー	88.6%	89.6%			
	対 ②【目標】供給量	ー	70.2%	71.1%			

【最終年度に対する】達成率	対 ①需要量見込み	89.1%
	対 ②【目標】供給量	71.1%

主管課:保育課、子ども家庭支援センター

(事業の進捗に関するコメント)

(令和3年度の実施状況)

利用実績は、コロナ禍により利用が減少した令和2年度と比較して増加した。

乳幼児一時預かりの利用実績は、コロナ禍前と同程度に回復した。

保育園一時預かりの利用実績は、依然としてコロナ禍の影響により低いものの、令和2年度と比較して若干増加した。

ファミリーサポート事業の利用実績は令和2年度と比較して増加した。令和3年度から多胎児が同時に利用する場合に、1人分の料金で事業を利用することができる「多胎児ファミサポ利用券」を交付する事業を開始している。

子どもトワイライトステイ(夜間一時保育事業)は、児童養護施設を含む3施設で実施している。

(今後の取組と方向性)

乳幼児一時預かりは、キャッシュレス決済の導入や区西部地域の開設に向け検討する。

保育園一時預かりは、新型コロナウイルス感染症の影響により受入れ可能な園が限られている。各施設の状況を踏まえ、供給量増に努める。

ファミリーサポート事業は、引き続き、軽度障害児受入れや多胎児ファミサポ利用券交付事業を実施していく。

子どもトワイライトステイは、令和4年度より、多胎児家庭の負担を軽減するため、利用料および送迎料を多胎児1人あたり1/2に減額した。

(8) 子どもショートステイ(子育て短期支援事業)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人日	2,157	2,143	2,121	2,106	2,111
②【目標】供給量(定員数)		人日	4,380	4,380	4,380	4,380	4,380
③【実績】供給量(定員数)		人日	5,100	7,595			
(参考)利用実績		人日	1,646	1,883			
達成率	対 ①需要量見込み	ー	236.4%	354.4%			
	対 ②【目標】供給量	ー	116.4%	173.4%			

【最終年度に対する】達成率	対 ①需要量見込み	359.8%
	対 ②【目標】供給量	173.4%

主管課:子ども家庭支援センター

(事業の進捗に関するコメント)

(令和3年度の実施状況)

施設型3か所および家庭型9家庭で実施し、利用実績は令和2年度と比較して増加した。

(今後の取組と方向性)

供給量(定員数)が需要量見込みや利用実績を上回る状況にあるが、養育に不安を抱える方の利用が全体の8割と高く、児童虐待対応で緊急的に使用することもあることから、令和4年度より聖オディリアホーム乳児院の定員を2名から4名に、家庭型を9家庭から12家庭に拡大した。また、多胎児家庭の負担を軽減するため、子どもショートステイ事業の利用料および送迎料を多胎児1人あたり1/2に減額した。

(9) 延長保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	6,442	6,383	6,350	6,311	6,312
②【目標】供給量（定員数）		人	9,895	10,522	11,398	12,217	12,629
③【実績】供給量（定員数）		人	9,929	10,696			
（参考）利用登録実績（4月1日現在）		人	1,199	905			
達成率	対 ①需要量見込み	ー	154.1%	167.6%			
	対 ②【目標】供給量	ー	100.3%	101.7%			

【最終年度に対する】達成率	対 ①需要量見込み	169.5%
	対 ②【目標】供給量	84.7%

主管課：保育課

（事業の進捗に関するコメント）

（令和3年度の実施状況）
認可保育所の整備等に合わせて延長保育事業の定員拡大を進めた。新型コロナウイルス感染症の影響により、利用登録実績は、令和2年度に引き続き減少傾向となっている。

（今後の取組と方向性）
利用ニーズを踏まえながら、必要な定員数を確保していく。

(10) 病児・病後児保育事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人日	14,739	14,617	14,546	14,466	14,490
②【目標】供給量（定員数）		人日	16,640	16,640	16,640	16,640	16,640
③【実績】供給量（定員数）		人日	17,420	17,420			
（参考）利用実績		人日	2,348	6,813			
達成率	対 ①需要量見込み	ー	118.2%	119.2%			
	対 ②【目標】供給量	ー	104.7%	104.7%			

【最終年度に対する】達成率	対 ①需要量見込み	120.2%
	対 ②【目標】供給量	104.7%

主管課：保育課

（事業の進捗に関するコメント）

（令和3年度の実施状況）
新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、利用実績は令和2年度と比較して増加した。また、令和2年度より全施設においてネット予約システムを導入しており、利用者の利便性は向上している。

（今後の取組と方向性）
これまで定員数の増加や新規開設等を行い、目標とする供給量は確保している。新型コロナウイルス感染症の感染終息後における利用ニーズを分析し、適切な供給量となるよう検討していく。

(11) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	14	17	17	17	17
②［目標］供給量（巡回支援員数）		人	14	17	17	17	17
③［実績］供給量（巡回支援員数）		人	25	26			
達成率	対　①需要量見込み	ー	178.6%	152.9%			
	対　②［目標］供給量	ー	178.6%	152.9%			

［最終年度に対する］達成率	対　①需要量見込み	152.9%
	対　②［目標］供給量	152.9%

主管課：保育課、保育計画調整課

（事業の進捗に関するコメント）

（令和3年度の実施状況）

各保育施設への巡回支援を実施しており、区内保育施設の増加に対応できるよう、巡回支援員を配置している。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度に引き続き各施設へ事前調査票の提出を依頼し、巡回時間の短縮に努めながら、対象全施設への助言・指導を行った。

（今後の取組と方向性）

巡回支援員数の供給量目標は達成している。

区内保育施設が増加する中、引き続き、区全体の保育サービスの維持・向上を図る。

（「2　子どもの教育・保育の充実」における質的向上に関する評価）

民間活力の活用の推進により、保育内容の多様化と共に、病児・病後児保育や延長保育など、高度化・多様化するサービスに応じたきめ細やかなサービスの拡充が実現できており、保育サービスの向上につながっている。

区全体の障害児の受入人数の拡大および障害児保育サービス向上のため、私立保育所に対する障害児保育巡回指導を開始した。医療的ケア児については、区立直営園8園を指定し、各園1名の枠を設けて優先的に受け入れることとした。

また、練馬こども園の推進により、より一層教育・保育サービスの利用の選択の幅を広げることができている。

待機児童対策として「待機児童ゼロ作戦」などにより定員増を行ってきた。昨年度は認可保育所の新規整備等により673人の定員を拡大し、令和4年4月時点の待機児童数は2年連続で0人となった。また、区立保育園の委託化や私立認可保育所の新設に伴って、延長保育事業を拡充した。

令和3年度に利用者アンケートを行った事業について、子育てのひろばぴよぴよは98%が「大変満足・満足」、民設子育てのひろばは99%が「大変満足・満足」、ファミリーサポート事業は89%が「大変満足・満足」、乳幼児一時預かり事業は97%が「大変満足・満足」と感じているという結果がでている。

3　子どもの成長環境の充実

(1) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①需要量見込み		人	6,027	6,584	7,162	7,540	7,672
内訳	低学年	人	6,027	6,584	7,162	7,540	7,672
	高学年	人	790	762	773	788	802
②【目標】供給量 (受入枠)		人	6,106	7,038	7,466	8,205	8,715
③【実績】供給量 (受入枠)		人	6,126	7,229			
(参考) 受入数 (4月1日現在)		人	5,735	6,217			
達成率	対　①需要量見込み	ー	101.6%	109.8%			
	対　②【目標】供給量	ー	100.3%	102.7%			

※当面の間、低学年への対応を優先する。そのため、需要量見込みは　低学年のみとする (高学年の需要量見込みは、網掛け部分に参考値として表記する)。

【最終年度に対する】達成率	対　①需要量見込み	94.2%
	対　②【目標】供給量	82.9%

主管課：子育て支援課

(参考) 令和4年4月1日時点の実績値

	単位	令和4年度
受入上限 (ねりっこプラスを含む)	人	7,857
受入数 (ねりっこプラスを含む)	人	6,534

◎「ねりっこクラブ」の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施校数	校	27	37	45
受入上限	人	2,480	3,393	4,103

(事業の進捗に関するコメント)

(令和3年度の実施状況)

すべての小学生に安全かつ充実した放課後や長期休業中の居場所を提供するため、平成28年度よりねりっこクラブを開始し、令和3年度までに37校で実施した。

(今後の取組と方向性)

令和4年4月から、ねりっこクラブを新たに8校で開始している。また、ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を開始し、受入枠の拡大を図っている。

令和5年4月には、ねりっこクラブを新たに7校で開始し、今後も早期の全校実施を目指して取り組む。

(「3　子どもの成長環境の充実」における質的向上に関する評価)

ねりっこクラブでは、学童クラブの受入枠の拡大、長期休業中も含めたひろば事業の実施に加え、学童クラブとひろば事業の児童の交流の機会の拡大を図っている。子どもたちが安全で充実した放課後を過ごすことができるよう、区のコーディネーターも積極的な支援を行うよう努めている。また、小学校との連携を強化し、学校施設を効率的に活用することで、放課後における子どもたちの活動スペースの拡大が進んでいる。引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けた取組を推進する。

また、看護師による医療的ケアが必要な障害のない児童を、各学童クラブ1名優先的に受け入れることとした。

令和3年度の利用者アンケートでは、区立学童クラブは95%が「満足・どちらかといえば満足」、ねりっこ学童クラブは94%が「満足・どちらかといえば満足」と感じているという結果がでている。

4 計画全体の実施状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
達成率	対 ①需要量見込み	ー	122.4%	131.0%			
	対 ②【目標】供給量	ー	106.2%	108.6%			

【最終年度に対する】達成率	対 ①需要量見込み	129.7%
	対 ②【目標】供給量	104.1%

※上記の達成率は、目標値を設定している事業のすべての項目の達成率の平均値。

資　料　5

令和４年９月16日
教育委員会事務局

令和４年第三回練馬区議会定例会提出議案について

令和４年８月19日第16回教育委員会定例会および、令和４年９月２日第17回教育委員会定例会で議決または報告した令和４年第三回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（練馬区職員定数条例等の一部を改正する条例 第４条） (内容) 別紙１のとおり	令和５年４月１日
2	保健給食課	練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙２のとおり	令和５年４月１日
3	保健給食課	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙３のとおり	公布の日
4	教育指導課	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙４のとおり	令和５年４月１日
5	子育て支援課	練馬区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (内容) 別紙５のとおり	令和５年４月１日。ただし、一部の規定については、規則で定める日

写

別　　紙 1

議案第７０号

練馬区職員定数条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和４年９月７日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区職員定数条例等の一部を改正する条例

（練馬区職員定数条例の一部改正）

第１条　練馬区職員定数条例（昭和53年３月練馬区条例第４号）の一部をつぎのように改正する。

第１条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第２条　練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年３月練馬区条例第２号）の一部をつぎのように改正する。

第３条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

（練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第３条　練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年３月練馬区条例第６号）の一部をつぎのように改正する。

第２条第３項中「第28条の５第１項または第28条の６第２項」を「第22条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第４項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第３条第１項ただし書、第４条、第５条第２項、第13条第１項および第18条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め

る。

（練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第４条　練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号）の一部をつぎのように改正する。

第３条第３項中「第28条の５第１項または第28条の６第２項」を「第22条の４第１項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第４条第１項ただし書、第５条、第６条第２項および第15条第１項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（練馬区職員定数条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第６条第１項もしくは第２項または第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、第１条の規定による改正後の練馬区職員定数条例第１条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第３条　暫定再任用短時間勤務職員は、令和３年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、第２条の規定による改正後の練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定を適用する。

（練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第４条　暫定再任用短時間勤務職員は、第３条の規定による改正後の練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第２条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第５条　暫定再任用短時間勤務職員は、第４条の規定による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第３条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

参考資料

令和４年９月13日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第７０号　練馬区職員定数条例等の一部を改正する条例

１　改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務制を導入するため、規定の整備を行う。

２　改正する条例

⑴　練馬区職員定数条例（昭和53年３月練馬区条例第４号）

⑵　練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年３月練馬区条例第２号）

⑶　練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年３月練馬区条例第６号）

⑷　練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号）

３　改正の内容

⑴　練馬区職員定数条例（第１条改正関係）

ア　第１条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

イ　第１条および第２条第２項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

⑵　練馬区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第２条改正関係）

第３条中「第28条の５第１項」を「第22条の４第１項」に改める。

⑶　練馬区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第３条改正関係）

ア　第２条第３項中「第28条の５第１項または第28条の６第２項」を「第22条の４第１項」に改める。

イ　本則中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

⑷　練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（第４条改正関係）

ア　第３条第３項中「第28条の５第１項または第28条の６第２項」を「第22条の４第１項」に改める。

イ　本則中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

４　施行期日

令和５年４月１日

５　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表（第４条改正関係）

現　行	改正案
（１週間の正規の勤務時間） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　地方公務員法第28条の５第１項または第28条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、委員会が定める。 （正規の勤務時間の割振り） 第４条　委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第１項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。 ２　［略］ （週休日） 第５条　日曜日および土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設ける	（１週間の正規の勤務時間） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の正規の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、１週間について15時間30分から31時間までの範囲内で、委員会が定める。 （正規の勤務時間の割振り） 第４条　委員会は、暦日を単位として月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間45分の正規の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、月曜日から金曜日までの日（次条第１項ただし書の規定により定められた週休日を除く。以下同じ。）において、当該育児短時間勤務等の内容に従い１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの日において、１日につき７時間45分を超えない範囲内で正規の勤務時間を割り振るものとする。 ２　［略］ （週休日） 第５条　日曜日および土曜日は、週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設ける

ものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。	ものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。
２　委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、１週間ごとの期間につき２日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては２日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては２日以上の週休日）を設けるものとする。	２　委員会は、職務の性質により特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員については、前項の規定にかかわらず、１週間ごとの期間につき２日の週休日（育児短時間勤務職員等にあっては２日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあっては２日以上の週休日）を設けるものとする。
（週休日の振替等）	（週休日の振替等）
第６条　［略］	第６条　［略］
２　半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員（第４条第１項の規定により、１日につき７時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。	２　半日勤務時間の割振り変更の規定は、育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員（第４条第１項の規定により、１日につき７時間45分の正規の勤務時間が割り振られている場合を除く。）については、適用しない。
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第15条　年次有給休暇は、１会計年度ごとの休暇とし、その日数は、１会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。	第15条　年次有給休暇は、１会計年度ごとの休暇とし、その日数は、１会計年度において、20日（育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）とする。
２～５　［略］	２～５　［略］
付　則　［略］	付　則　［略］ 付　則 （施行期日） 第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

	（練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第５条　暫定再任用短時間勤務職員は、第４条の規定による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第３条第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

写

別　　紙	2

議案第７９号

練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和４年９月７日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

練馬区立少年自然の家条例（昭和59年12月練馬区条例第50号）の一部をつぎのように改正する。

第２条の表練馬区立下田少年自然の家の項を削る。

「

別表中

軽井沢研修室	１時間	900円
下田研修室Ａ	１時間	600円
下田研修室Ｂ	１時間	900円

を

」

「

軽井沢研修室	１時間	900円

に改め、同表の備考１の表下田

」

少年自然の家の項を削る。

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

参考資料

令和４年９月13日
教育振興部保健給食課

議案第７９号　練馬区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

練馬区立下田少年自然の家を令和５年３月31日をもって廃止することに伴い、所要の改正を行う。

２　改正の内容

練馬区立下田少年自然の家に関する規定を削る。（第２条、別表関係）

３　施行期日

令和５年４月１日

４　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立少年自然の家条例新旧対照表

現　行

（名称および位置）

第２条　少年自然の家の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
［略］	［略］
練馬区立下田少年自然の家	静岡県下田市須崎73番地
［略］	［略］

付　則　［略］

別表（第７条関係）

種別	利用区分		使用料
［略］	［略］		［略］
体育施設その他の施設	［略］	［略］	［略］
	下田研修室Ａ	１時間	600円
	下田研修室Ｂ	１時間	900円
	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考

１　個室を利用する場合は、宿泊施設使用料のほかに、別途個室使用料を納付するものとする。個室使用料の額は、つぎの表のとおりとする。

施設	利用区分		使用料
［略］	［略］	［略］	［略］
下田少年自然の家	定員２人	１室１泊につき	500円
	定員４人	１室１泊につき	1,000円

改正案

（名称および位置）

第２条　少年自然の家の名称および位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
［略］	［略］
［削る］	［削る］
［略］	［略］

付　則　［略］

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第７条関係）

種別	利用区分		使用料
［略］	［略］		［略］
体育施設その他の施設	［略］	［略］	［略］
	［削る］	［削る］	［削る］
	［削る］	［削る］	［削る］
	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考

１　個室を利用する場合は、宿泊施設使用料のほかに、別途個室使用料を納付するものとする。個室使用料の額は、つぎの表のとおりとする。

施設	利用区分		使用料
［略］	［略］	［略］	［略］
［削る］	［削る］	［削る］	［削る］
	［削る］	［削る］	［削る］

	定員12人	１室１泊につき	3,000円
［略］	［略］	［略］	［略］

２～４　［略］

	［削る］	［削る］	［削る］
［略］	［略］	［略］	［略］

２～４　［略］

写　　別　　紙　3

議案第８０号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和４年９月７日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年３月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように改正する。

第11条第２項第２号中「73,090円」を「75,290円」に改め、同項第４号中「36,500円」を「37,600円」に改める。

付　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和４年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

２　新条例第11条第２項第２号および第４号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第２項第２号

および第４号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

参考資料

令和４年９月13日

教育振興部保健給食課

議案第８０号　練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正に伴い、介護補償の限度額について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

２　改正の内容

介護補償の限度額を改定する。（第11条関係）

⑴　常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

73,090円　→　75,290円

⑵　随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

36,500円　→　37,600円

３　施行期日

公布の日

４　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
（介護補償） 第11条　［略］ ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　［略］ ⑵　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第４号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が73,090円以下であるときに限る。）　73,090円 ⑶　［略］ ⑷　随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。)　36,500円 付　則　［略］	（介護補償） 第11条　［略］ ２　介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、１月につき、つぎの各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　[略] ⑵　常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を行うべき事由が生じた月を除く。以下この号および第４号において同じ。）に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が75,290円以下であるときに限る。）　75,290円 ⑶　［略］ ⑷　随時介護を要する場合において、その月に親族またはこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が37,600円以下であるときに限る。)　37,600円 付　則　［略］ 付　則 （施行期日等） １　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

	（以下「新条例」という。）の規定は、令和４年４月１日（以下「適用日」という。）から適用する。 （経過措置） ２　新条例第11条第２項第２号および第４号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。 ３　適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第２項第２号および第４号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

写

別　　紙	4

議案第８１号

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和４年９月７日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年３月練馬区条例第73号）の一部をつぎのように改正する。

第７条第６項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第７項をつぎのように改める。

７　地方公務員法第22条の４第１項または第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第７条の３を削る。

第20条第４項および第22条第２号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第３項、第30条第３項、第31条第２項および第32条の２中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第７条中「前条」を「第６条」に改め、同条を付則第８条とし、付則第６条のつぎにつぎの１条を加える。

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

第７条　当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の４月１日（第３項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額の

うち、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2　前項の規定は、つぎに掲げる職員には適用しない。

⑴　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員

⑵　地方公務員法第28条の５第１項または第２項の規定により同法第28条の２第１項に規定する異動期間（同法第28条の５第１項または第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

⑶　地方公務員法第28条の７第１項または第２項の規定により勤務している職員（同法第28条の６第１項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3　地方公務員法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および第５項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第１項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第１項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

4　前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、

「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第１項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

5　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第１項の規定の適用を受ける職員に限り、第３項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第１項の規定によりその者の受ける給料月額に前２項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

6　第３項または前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第１項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前３項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7　当分の間、第１項の規定の適用を受ける職員に対する練馬区職員の分限に関する条例第２条第２項、第３条第１項および第４項ならびに第７条の規定の適用については、同条例第２条第２項中「職員」とあるのは「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年３月練馬区条例第73号。以下「給与条例」という。）付則第７条第１項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第３条第１項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第４項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第７条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」とする。

8　第１項から前項までに定めるもののほか、第１項および第３項の規定による給料月額その他第１項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第１再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項をつぎのように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,400	268,200	291,300	330,300

付　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第７条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項および第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

3　令和３年改正法附則第４条第１項もしくは第２項または第５条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和３年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項または第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号）第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

5　令和３年改正法附則第６条第１項もしくは第２項または第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」と

いう。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

6　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第４項および第22条第２号の規定を適用する。

7　暫定再任用常時勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第３項および第31条第２項の規定を適用する。

8　改正後の条例第30条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第３項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）附則第４条第１項もしくは第２項、第５条第１項もしくは第３項、第６条第１項もしくは第２項または第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員」とする。

9　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条および第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（委任）

10　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

参考資料

令和４年９月13日

人事戦略担当部職員課

教育振興部教育指導課

議案第７１号　練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第８１号　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により定年引上げを行うとともに、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制などの制度を導入することに伴い、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　定年前再任用短時間勤務制を導入するため、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額等を定めるほか、規定の整備を行う。

⑵　当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後における最初の４月１日以後、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする旨を定める。

⑶　管理監督職上限年齢により管理監督職以外の職への降任等をされた職員の給料月額について、⑵の額が降任等の前にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合は、その差額に相当する額（以下「役職定年調整額」という。）を⑵の額に加算した額とする旨等を定める。

⑷　⑵の規定の適用を分限処分として位置付けるため、練馬区職員の分限に関する条例（昭和31年10月練馬区条例第18号）の読替規定を定める。

⑸　定年年齢が段階的に65歳に引き上げられる間の経過措置として、暫定再任用制度を実施するため、暫定再任用職員の給料月額等について必要な規定を定める。

⑹　平成29年度に設けられた行政系人事制度の改正に係る給与条例改正に伴う現給保障措置（以下「切替保障額」という。）および行政職給料表（二）級格付者の再任用時における特例措置（再任用加算）ならびに令和元年度における給与改定に応じた切替保障額に関する規定について、役職定年調整額に係る規定の表現と整合させる等規定の

整備を行う。

※　⑹は、練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のみ

３　施行期日

令和５年４月１日。ただし、練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例付則第11項および第12項の規定は、公布の日から施行する。

４　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
（初任給および昇格昇給等の基準） 第７条　［略］ ２～５　［略］ ６　職員を降給させる場合におけるその者の号給は、練馬区職員の分限に関する条例（昭和31年10月練馬区条例第18号）第７条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より３号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位３号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。 ７　地方公務員法第28条の４第１項、第28条の５第１項または第28条の６第１項もしくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。 ８　［略］ （再任用短時間勤務職員の給料月額） 第７条の３　地方公務員法第28条の５第１項または第28条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第７条第７項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	（初任給および昇格昇給等の基準） 第７条　［略］ ２～５　［略］ ６　職員を降給させる場合におけるその者の号給は、練馬区職員の分限に関する条例（昭和31年10月練馬区条例第18号）第７条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より３号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位３号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。 ７　地方公務員法第22条の４第１項または第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 ８　［略］ ［削る］

（超過勤務手当） 第20条　［略］ ２・３　［略］ ４　育児短時間勤務職員等および再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。 ５～７　［略］	（超過勤務手当） 第20条　［略］ ２・３　［略］ ４　育児短時間勤務職員等および定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する第１項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。 ５～７　［略］
（勤務１時間当たりの給与額の算出） 第22条　第19条第１項、第20条第１項、第３項、第５項および第６項ならびに前条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額および人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を５で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（つぎの各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。 ⑴　［略］ ⑵　再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間を同条第３項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数	（勤務１時間当たりの給与額の算出） 第22条　第19条第１項、第20条第１項、第３項、第５項および第６項ならびに前条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額および人事委員会の承認を得て規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を５で除して得た時間に人事委員会の承認を得て規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（つぎの各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額）とする。 ⑴　［略］ ⑵　定年前再任用短時間勤務職員　勤務時間条例第３条第１項に規定する勤務時間を同条第３項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

（期末手当） 第27条　［略］ ２　［略］ ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。 ４・５　［略］	（期末手当） 第27条　［略］ ２　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。 ４・５　［略］
（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　［略］ ３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。 ４～６　［略］ （教員特別手当） 第31条　［略］ ２　教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（再任用職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。 ３　［略］	（勤勉手当） 第30条　［略］ ２　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。 ４～６　［略］ （教員特別手当） 第31条　［略］ ２　教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級および号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。 ３　［略］
（扶養手当および住居手当についての適用除外） 第32条の２　第11条、第12条および第14条の規定は、再任用職員には適用しない。	（扶養手当および住居手当についての適用除外） 第32条の２　第11条、第12条および第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

付　則	付　則
［新設］	（職員の定年の引上げに関する経過措置） 第７条　当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の４月１日（第３項において「特定日」という。）以後、給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級および受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。 ２　前項の規定は、つぎに掲げる職員には適用しない。 ⑴　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常時勤務を要しない職員 ⑵　地方公務員法第28条の５第１項または第２項の規定により同法第28条の２第１項に規定する異動期間（同法第28条の５第１項または第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員 ⑶　地方公務員法第28条の７第１項または第２項の規定により勤務している職員（同法第28条の６第１項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。） ３　地方公務員法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項および第５項において「異

動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第１項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、第１項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

４　前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と第１項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

５　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第１項の規定の適用を受ける職員に限り、第３項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、第１項の規定によりその者の受ける給料月額に前２項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

６　第３項または前項の規定により算出し

	た差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の第１項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前３項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。 ７　当分の間、第１項の規定の適用を受ける職員に対する練馬区職員の分限に関する条例第２条第２項、第３条第１項および第４項ならびに第７条の規定の適用については、同条例第２条第２項中「職員」とあるのは「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年３月練馬区条例第73号。以下「給与条例」という。）付則第７条第１項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第３条第１項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第４項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第７条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第７条第１項の規定による降給は、この限りでない」とする。 ８　第１項から前項までに定めるもののほか、第１項および第３項の規定による給料月額その他第１項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
（委任） 第７条　付則第２条から前条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。	（委任） 第８条　付則第２条から第６条までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）付則第７条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項および第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

３　令和３年改正法附則第４条第１項もしくは第２項または第５条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和３年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項または第22条の５第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

４　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号）第３条第２項の規定により定められたそ

の者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。

５　令和３年改正法附則第６条第１項もしくは第２項または第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年３月練馬区条例第72号）第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、１円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

６　暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第20条第４項および第22条第２号の規定を適用する。

７　暫定再任用常時勤務職員および暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第27条第３項および第31条第２項の規定を適用する。

８　改正後の条例第30条第１項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第３項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律（令和

	３年法律第63号）附則第４条第１項もしくは第２項、第５条第１項もしくは第３項、第６条第１項もしくは第２項または第７条第１項もしくは第３項の規定により採用された職員」とする。 ９　練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条、第12条および第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 （委任） 10　付則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。
別表第１　別紙のとおり	別表第１　別紙のとおり

【現行】

別表第１（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　　級	２　　級	３　　級	４　　級
	号　　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
再任用職員		229,400	268,200	291,300	330,300

【改正案】

別表第１（第６条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	１　　級	２　　級	３　　級	４　　級
	号　　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		229,400	268,200	291,300	330,300

写

別　　紙 5

議案第８２号

練馬区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和４年９月７日

提出者　練馬区長　前　川　燿　男

練馬区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

練馬区子どもの医療費の助成に関する条例（平成５年10月練馬区条例第57号）の一部をつぎのように改正する。

第１条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第２条第１号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第２号をつぎのように改める。

⑵　高校生等　15歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。

第２条につぎの１号を加える。

⑶　保護者等　つぎに掲げる者をいう。

ア　父もしくは母または未成年後見人その他の者で、子どもを監護するもの（以下「保護者」という。）

イ　何人からも監護されていない高校生等本人で、区長が必要と認めるもの（以下「高校生等本人」という。）

第３条第１項中「に掲げる要件を備える子どもと住所を同じくする保護者」を「の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件を備える保護者等」に改め、同項各号をつぎのように改める。

⑴　子ども（高校生等を除く。以下この号において同じ。）の保護者　つぎに掲げる要件

ア　子どもが、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有すること。

イ　子どもの疾病または負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第

192号）または練馬区規則（以下「規則」という。）で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者であること。

ウ　子どもと住所を同じくする者であること。ただし、特別な事由があると区長が認める場合は、この限りでない。

⑵　高校生等の保護者または高校生等本人　つぎに掲げる要件

ア　高校生等が、区内に住所を有すること。

イ　高校生等の疾病または負傷について、国民健康保険法または社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者であること。

第３条第２項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第４条第１項中「子ども」のつぎに「（医療費の助成を受けようとする者が高校生等本人の場合にあっては、当該高校生等本人）」を加える。

第７条第２項中「現況」のつぎに「（受給者が高校生等本人の場合にあっては、当該受給者の現況）」を加える。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、付則第３項の規定は、練馬区規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の練馬区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　施行日において、新条例第３条に規定する対象者に該当すべき者については、施行日前においても新条例第４条第１項に規定する手続を行うことができる。

参考資料

令和４年９月13日

こども家庭部子育て支援課

議案第８２号　練馬区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

１　改正の理由

東京都における「高校生等医療費助成事業」の実施を踏まえ、区における子どもの医療費の助成の対象を高校生等まで拡大するため、所要の改正を行う。

２　改正の内容

⑴　医療費の助成の対象となる子どもを18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者に拡大するとともに、新たに医療費の助成の対象となる高校生等について、15歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者と定める。（第２条関係）

⑵　医療費の助成を受けることができる者として、子どもの保護者のほかに、何人からも監護されていない高校生等本人で区長が必要と認めるもの（以下「高校生等本人」という。）を加えるとともに、保護者の定義を保護者等に改める。（第２条関係）

⑶　高校生等の保護者または高校生等本人が医療費の助成を受けることができる場合の要件を定める。（第３条関係）

⑷　その他規定の整備を行う。

３　施行期日

令和５年４月１日。ただし、申請の準備行為に関する規定は、練馬区規則で定める日

４　新旧対照表

別紙のとおり

練馬区子どもの医療費の助成に関する条例新旧対照表

現　行	改正案
（目的） 第１条　この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成し、保護者の負担を軽減することにより、子どもの健やかな育成に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成し、保護者等の負担を軽減することにより、子どもの健やかな育成に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。
（用語の定義） 第２条　この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　子ども　15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。 ⑵　保護者　父もしくは母または未成年後見人その他の者で、子どもを監護するものをいう。	（用語の定義） 第２条　この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　子ども　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。 ⑵　高校生等　15歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者をいう。
［新設］	⑶　保護者等　つぎに掲げる者をいう。 ア　父もしくは母または未成年後見人その他の者で子どもを監護するもの（以下「保護者」という。） イ　何人からも監護されていない高校生等本人で区長が必要と認めるもの（以下「高校生等本人」という。）
（対象者） 第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、つぎに掲げる要件を備える子どもと住所を同じくする保護者とする。 ⑴　子どもが、練馬区（以下「区」という。）の区域内に住所を有すること	（対象者） 第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、つぎの各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件を備える保護者等とする。 ⑴　子ども（高校生等を除く。以下この号において同じ。）の保護者　つぎに掲げる要件 ア　子どもが、練馬区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に住所を有すること。 イ　子どもの疾病または負傷につい

	て、 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）または練馬区規則（以下「規則」という。）で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者であること。 ウ　子どもと住所を同じくする者であること。ただし、特別な事由があると区長が認める場合は、この限りでない。
⑵　子どもが、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者または練馬区規則（以下「規則」という。）で定める社会保険に関する法令（以下「社会保険各法」という。）の規定による被扶養者であること。	⑵　高校生等の保護者または高校生等本人　つぎに掲げる要件 ア　高校生等が、区内に住所を有すること。 イ　高校生等の疾病または負傷について、国民健康保険法または社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われる者であること。
2　前項の規定にかかわらず、子どもがつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者は、対象者としない。	2　前項の規定にかかわらず、子どもがつぎの各号のいずれかに該当するときは、当該子どもの保護者等は、対象者としない。
⑴～⑶　［略］	⑴～⑶　［略］
（医療証の交付）	（医療証の交付）
第４条　医療費の助成を受けようとする者は、その子どもについて、規則で定めるところにより、区長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療費の交付を受けなければならない。	第４条　医療費の助成を受けようとする者は、その子ども（医療費の助成を受けようとする者が高校生等本人の場合にあっては、当該高校生等本人）について、規則で定めるところにより、区長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療費の交付を受けなければならない。
2　［略］	2　［略］
（届出義務）	（届出義務）
第７条　［略］	第７条　［略］

2　受給者は、受給者およびその子どもの現況について、規則で定めるところにより、毎年、区長に届け出なければならない。 3　［略］ 付　則　［略］	2　受給者は、受給者およびその子どもの現況（受給者が高校生等本人の場合にあっては、当該受給者の現況）について、規則で定めるところにより、毎年、区長に届け出なければならない。 3　［略］ 付　則　［略］ 付　則 （施行期日） 1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、付則第３項の規定は、練馬区規則で定める日から施行する。 （経過措置） 2　この条例による改正後の練馬区子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。 （準備行為） 3　施行日において、新条例第３条に規定する対象者に該当すべき者については、施行日前においても新条例第４条第１項に規定する手続を行うことができる。

資　料　6

令和４年９月16日
教育振興部教育指導課

区立学校における教員の働き方改革について

区教育委員会は、「練馬区立学校(園)における教員の働き方改革推進プラン（平成31年３月）」（以下「当プラン」という。）および「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針（令和２年３月）」を策定し、教員の業務改善（働き方改革）に取り組んでいる。

当プランに基づき、教員の在校時間を正確に把握し、適切な勤務時間管理を進めることなどを目的に、令和３年９月に、全小中学校に教職員出退勤管理システムを導入した。

この度、本システムの導入開始から１年が経過したため、教員の時間外在校時間および働き方改革の取組状況等について、下記のとおり報告する。

記

１　時間外在校時間の状況

小学校	R3/9月	10月	11月	12月	R4/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
a：45h以下	59.0%	46.2%	47.0%	52.4%	68.8%	60.6%	51.4%	40.9%	51.9%	37.9%	86.9%	99.9%
b：45h超～80h以下	37.0%	44.4%	44.4%	42.1%	29.6%	35.9%	42.8%	49.3%	43.3%	47.2%	12.2%	0.1%
c：80h超	4.1%	9.3%	8.6%	5.4%	1.6%	3.5%	5.8%	9.8%	4.9%	15.0%	0.9%	0　%
対象教員数（人）	1,783	1,778	1,784	1,787	1,788	1,788	1,788	1,816	1,824	1,825	1,826	1,827

中学校	R3/9月	10月	11月	12月	R4/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
a：45h以下	54.2%	35.4%	37.8%	43.0%	61.8%	66.6%	50.1%	34.8%	37.3%	33.7%	95.8%	96.0%
b：45h超～80h以下	33.1%	36.8%	36.8%	40.1%	32.6%	29.0%	36.5%	42.1%	38.8%	39.6%	3.7%	3.8%
c：80h超	12.7%	27.7%	25.4%	16.9%	5.6%	4.4%	13.4%	23.1%	23.9%	26.8%	0.5%	0.2%
対象教員数（人）	858	855	858	858	858	858	858	848	850	852	856	865

a　１か月当たりの時間外在校時間が、45時間以下の教員数の割合
b　１か月当たりの時間外在校時間が、45時間超かつ80時間以下の教員数の割合
c　１か月当たりの時間外在校時間が、80時間超の教員数の割合

２　これまでの主な取組

⑴　サポート人材の配置拡大

副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、学校生活支援員、部活動指導員等

⑵　各種システムの導入

ア　学校徴収金管理システム（平成31年４月）

イ　学校電話機への自動応答メッセージ機能（令和元年６月）

ウ　教職員出退勤管理システム（令和３年９月）

⑶　その他働き方改革に資する環境整備

スクールロイヤー制度の導入等

３　今後の主な取組

⑴　サポート人材の活用推進

ア　副校長補佐、部活動指導員等の配置拡大

イ　各校の好取組事例の周知

⑵　教員の意識改革

ア　校長会、各種研修会等での啓発

イ　学校別の時間外在校時間の分析および対策

⑶　校務・業務の改善

ア　副校長会等、各種会議・研修のオンライン化の推進

イ　教員用タブレットを活用した校内での情報共有等の推進

⑷　部活動のあり方の見直し

ア　「練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針」に基づく部活動指導の継続

イ　国が示す部活動の地域移行に関する情報整理